

# 西尾市国土強靱化地域計画

令和8年(2026年)3月

西尾市

## ～ 目 次 ～

### 第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1-1	国土強靱化の理念と基本目標	1
1-2	計画の策定趣旨	1
1-3	計画の位置づけ等	2

### 第2章 西尾市の地域特性等

2-1	西尾市の地域特性	4
2-2	西尾市に影響を及ぼす大規模自然災害等	18

### 第3章 西尾市の強靱化に向けた基本的な考え方

3-1	目指すべき将来の地域の姿	31
3-2	西尾市の強靱化の基本目標	31
3-3	西尾市の強靱化を進める上での留意事項	31

### 第4章 西尾市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

4-1	対策目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	33
4-2	脆弱性評価の実施手順と結果	35

### 第5章 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

(1)	直接死を最大限防ぐ	36
(2)	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	51
(3)	必要不可欠な行政機能を確保する	68
(4)	経済活動を機能不全に陥らせない	72
(5)	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	78
(6)	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	87

### 第6章 横断的分野ごとの強靱化施策の推進方針

6-1	リスクコミュニケーション	96
6-2	人材育成	98
6-3	老朽化対策	98
6-4	産学官民・広域連携	99
6-5	デジタル活用	100

### 第7章 計画推進の方策

7-1	計画の推進体制	101
7-2	計画の進捗管理	101
7-3	計画の見直し等	101

# 第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

## 1-1 国土強靱化の理念と基本目標

平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行された。

令和5年（2023年）7月に見直しが行われた国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）では、国土強靱化の理念について、次のように述べている。

### 《国土強靱化の理念（抜粋）》

大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。

加えて、少子高齢化の影響により様々な活動が従来と比較して弱まる地方都市や中山間地域において、その地域が質的に変化しながら災害や時代の変化にも適応し、「地域力」を高め、発揮していくことが必要である。国土強靱化のためになされる投資は、災害を防ぐことだけにとどまらず、同時に新しい生活スタイルや地域の魅力を創出することにも貢献し、住民が子育てしたい、また、老後も住み続けたいと思える地域の形成につながる未来への投資である点も広く認識されるべきである。

そのような国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある。（基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方より）

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス<sup>※1</sup>）を推進することとしている。

## 1-2 計画の策定趣旨

本市では、国の基本計画を受けて令和2年（2020年）8月に西尾市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定したのち、令和4年（2022年）度にしお未来創造ビジョン（第

<sup>※1</sup> レジリエンス(Resilience) 「回復力」「弾力性」「立ち直る力」を意味する言葉で、強靱化地域計画では、大規模災害時に社会や経済への致命的な被害を回避し、迅速に回復する強くしなやかな地域づくりを目指すもの

8次西尾市総合計画) (以下「西尾市総合計画」という。)を策定し、6つの基本目標の一つとして「いのちを守る 暮らしを守る 環境を守るまち」を掲げ、安全・安心なまちづくりを進めている。

一方、国では令和5年(2023年)に国土強靱化基本計画を見直し、地方自治体に対しても国土強靱化に向けた総合的で重点的な取組を促進している。今回の基本計画の見直しでは、気候変動の影響やグリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現、デジタル技術の活用、パンデミック下における大規模自然災害といった社会情勢の変化に関する事項を踏まえ、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」と「地域における防災力の一層の強化(地域力の発揮)」が新たな基本方針の柱として追加された。

こうした背景を受け、防災・減災対策の取組を念頭におき、今後の本市の強靱化に関する施策を国並びに愛知県の国土強靱化に関する政策との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携の下、総合的・計画的に推進する指針として本計画を改定するものである。

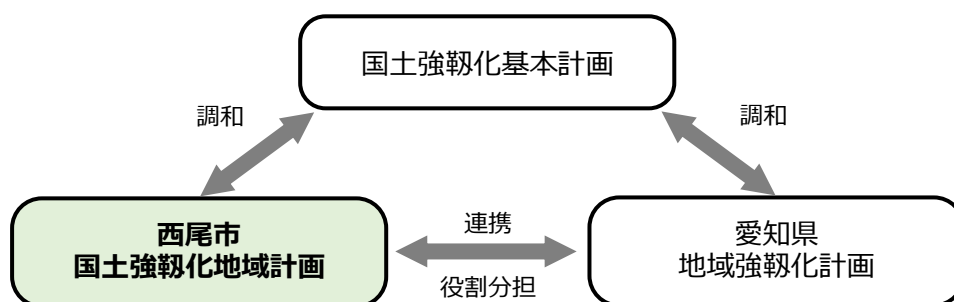
### 1-3 計画の位置づけ等

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものである。

そのため、基本計画に示された「基本目標」、「基本的な方針」を踏まえるなど、基本計画との調和を保ちつつ(基本法第14条)、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を図ることとする。

図1-1 基本計画・愛知県地域強靱化計画との関係



#### (2) 対象とする区域

本計画の対象は、西尾市全域とする。ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要となることが考えられるため、国、県及び近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とする。

特に西三河地域は、愛知県のほぼ中央部を縦断する形で位置し、9市1町で形成された地域である。中心的な産業は工業で、製造品出荷額等は西三河地域だけで全国の8.1%(年間約29兆円)を占め、日本を代表する産業集積地である。

こうした活発な産業活動を背景に約160万人(令和7年(2025年)6月時点)が居住しており、

製造業の従業員とその生活を支える第3次産業に携わる市民によりまちが形成されている。そのため、大規模災害が発生した場合には、市民の生命財産を守るにとどまらず、早期の復旧復興を果たすことが西三河地域共通の使命であり、地域の強靱化や、国全体の強靱化への貢献に向けては、西三河地域で方針を共有し、連携を強化しながら取り組むことが重要となる。

### (3) 計画の推進期間

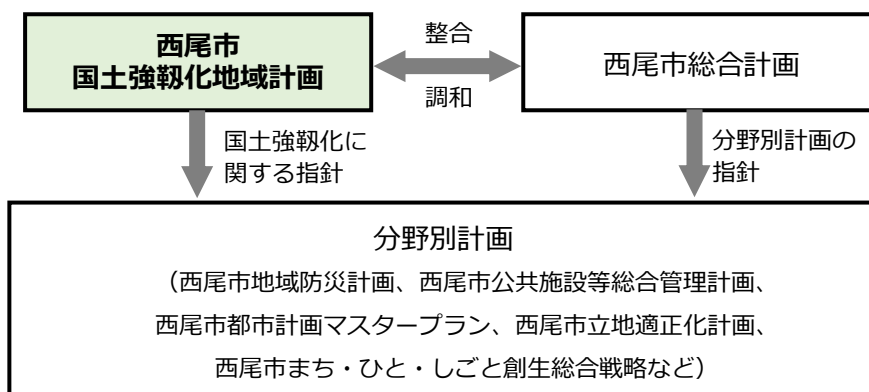
本計画の推進期間（計画期間）は、令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までとする。

その後は、施策の進捗や災害事象への調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを概ね5年毎に行う。

### (4) 西尾市総合計画及び分野別計画との関係など

本計画は、市の最上位計画となる「西尾市総合計画」と並列の位置付けとし、整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の計画の指針となるものである。

図1-2 西尾市総合計画及び分野別計画との関係



また、本計画では「誰一人取り残さない」という共通認識のもと、国連が掲げる持続可能な開発目標であるSDGsの17の目標と各施策との関連性を明確にしている。



## 第2章 西尾市の地域特性等

### 2-1 西尾市の地域特性

#### (1) 地 形

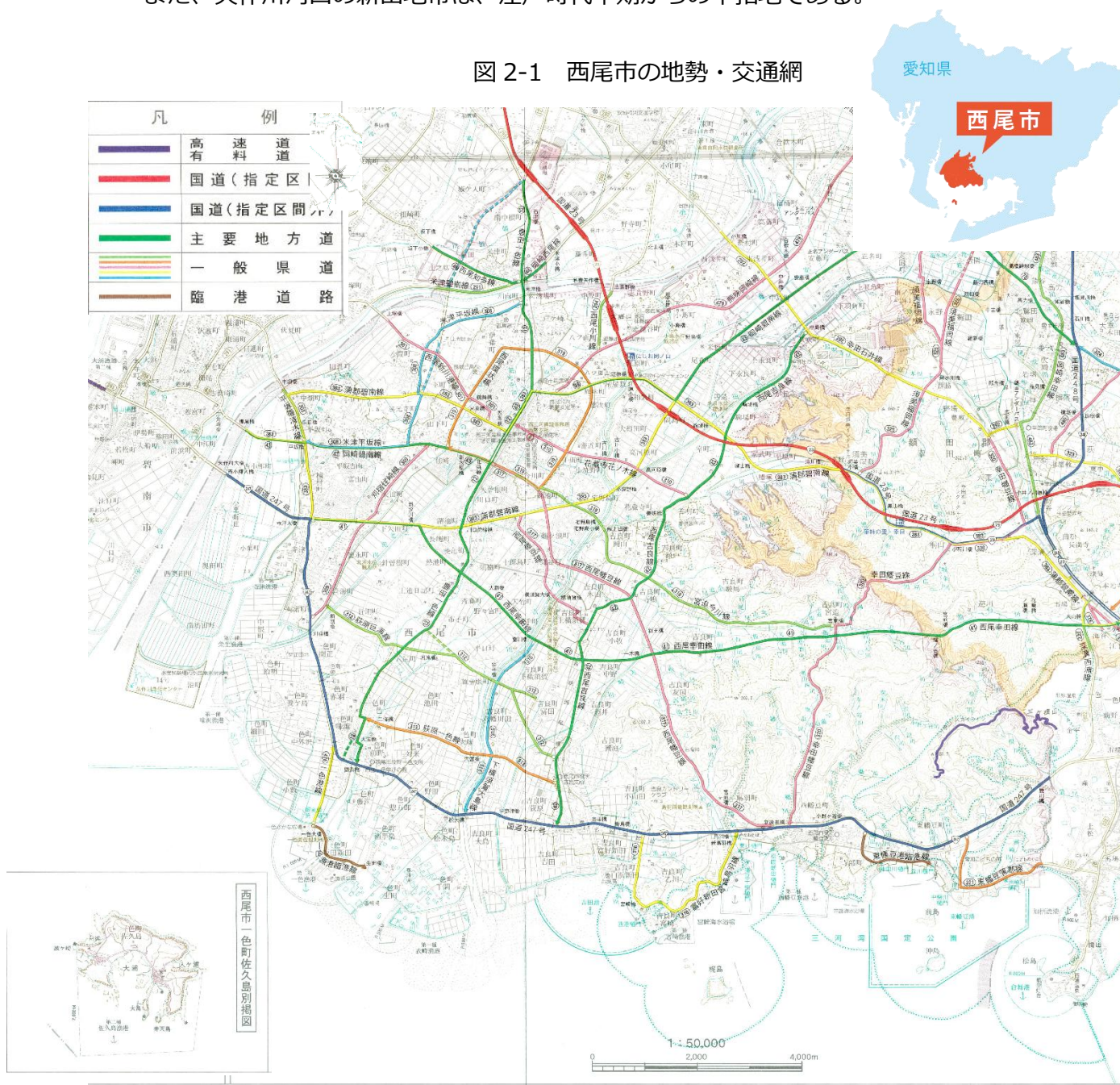
本市は、愛知県の中央南部の矢作川下流に位置し、面積は161.22km<sup>2</sup>で、愛知県全体の3.1%を占めている。また、名古屋市からは、約45km圏内にある。

市の西側は矢作川を隔てて碧南市と対し、北側は安城市及び岡崎市、東側は蒲郡市及び幸田町と接し、南側は三河湾に面している。三河湾には佐久島、梶島、前島、沖島が点在している。

市域は、矢作川が形成した岡崎平野の最下流域にあり、矢作川のかつての本流(現矢作古川)に沿って形成された低地と、安城方面から碧海台地と呼ばれる洪積台地が5mから10mの高さで南に伸びている。東部には、標高349mの主峰三ヶ根山を頂点とする山地が形成されている。

また、矢作川河口の新田地帯は、江戸時代中期からの干拓地である。

図2-1 西尾市の地勢・交通網



出典：西三河建設事務所管内図（道路網図）令和5年8月

## (2) 人口動向

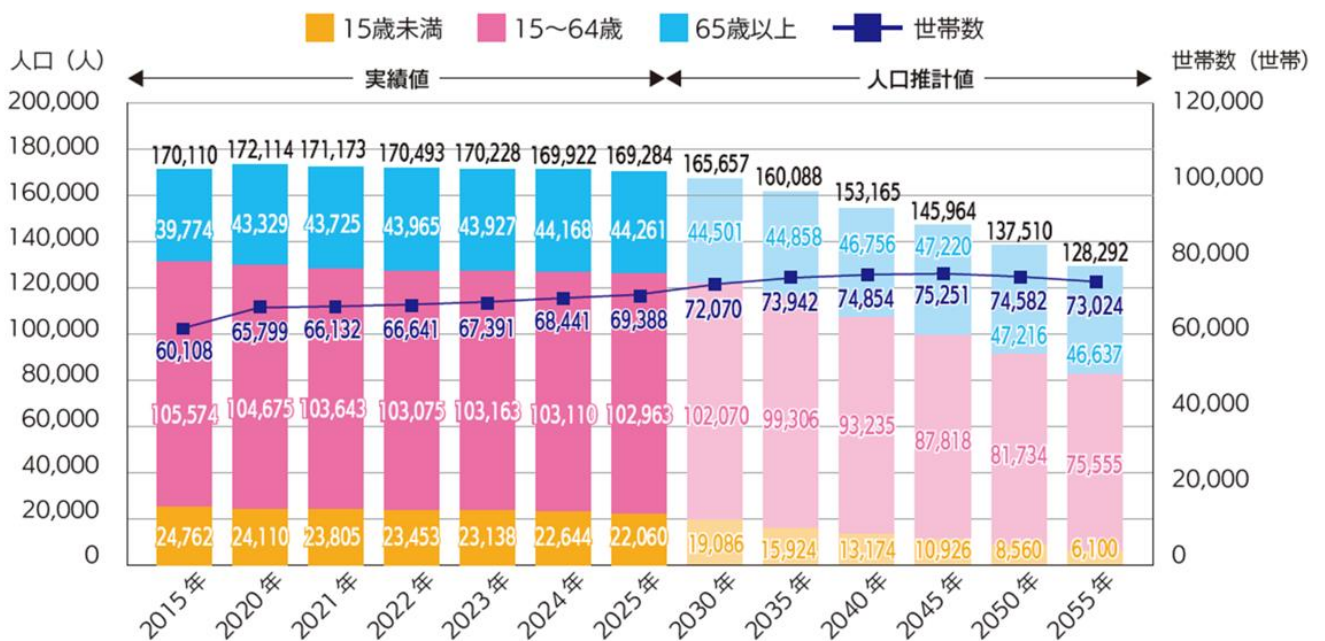
### ①人口の推移と将来推計

本市の人口は平成まで増加傾向にあったものの、近年、減少に転じている。住民基本台帳によると、令和7年（2025年）4月1日時点の人口は169,284人であり、今後も減少傾向は続くと推測されている（図2-2）。

また、主たる労働力となる15～64歳（生産年齢人口）と15歳未満（年少人口）の人口はいずれも減少傾向にあり、今後も減少すると推測されている。一方、65歳以上（老年人口）は増加傾向にあり、2045年頃まで微増すると推測されている（図2-2）。

なお、世帯数は増加傾向にあるが、2045年頃にはピークを迎えると推測されている（図2-2）。

図2-2 西尾市の人口・世帯数の推移及び推計

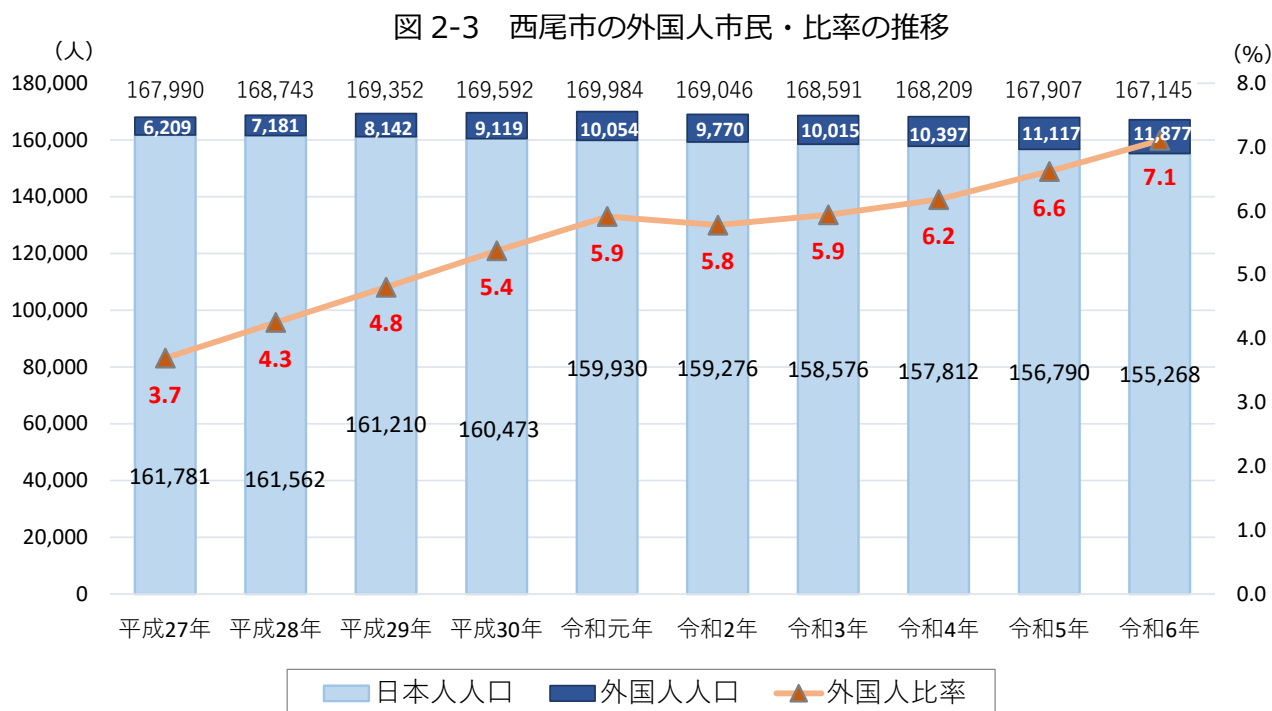


出典：第3期西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略

## ②外国人市民の推移

本市では、外国人市民が増加傾向にあり、令和6年（2024年）には11,877人にのぼり、総人口に占める外国人比率は7.1%まで上昇している。

このように、高齢化の進行や外国人市民の増加を受けて、災害時における要配慮者<sup>※1</sup>への対応が懸念されている。



出典：西尾の統計（2024年刊）（各年10月1日現在）

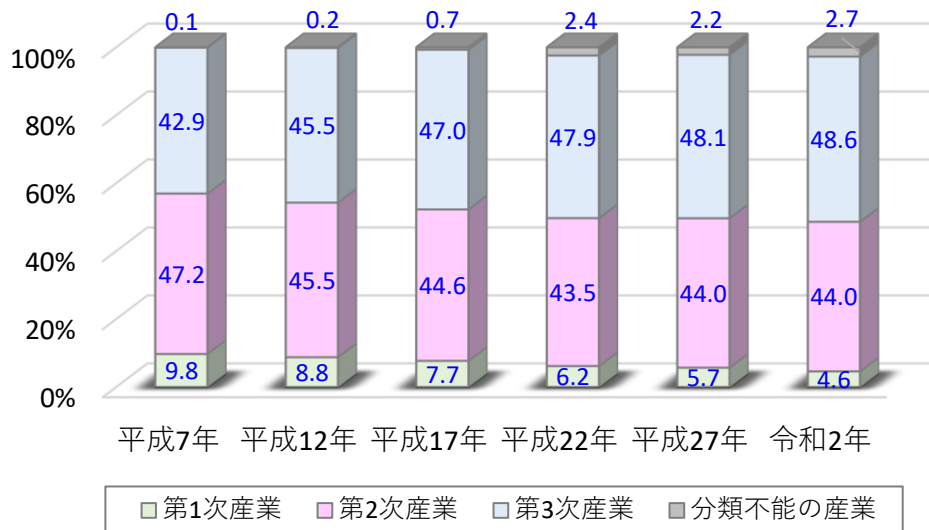
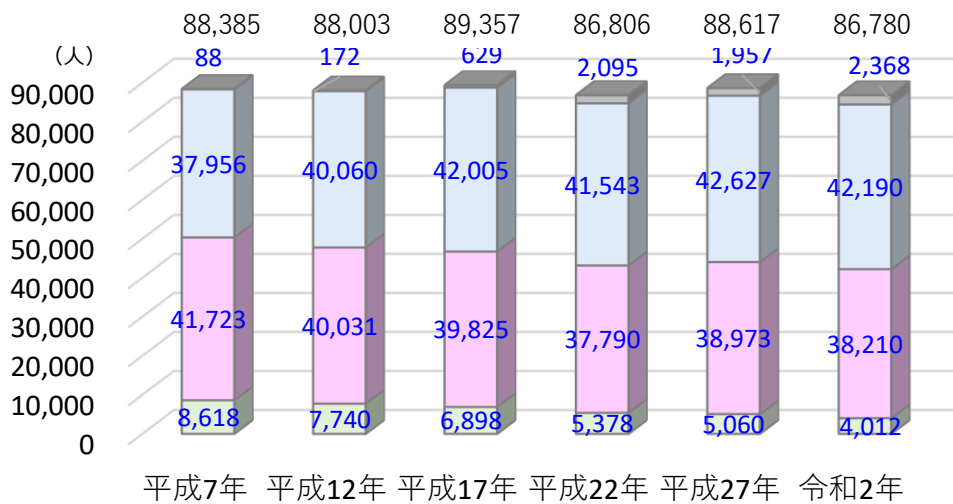
※1 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人等の災害時に特に配慮を要する人

### (3) 経済特性

就業者数は、平成7年（1995年）まで増加傾向にあったが、平成12年（2000年）以降は若干の増減を繰り返しながら推移し、令和2年（2020年）には86,780人となっている。

産業別の構成比は、平成12年（2000年）以降は第3次産業が最も多く、推移をみると、第1次産業及び第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向にある。ただし、第2次産業は平成27年（2015年）に増加に転じている。

図 2-4 西尾市の産業別就労者数・割合の推移



出典:国勢調査結果（総務省統計局）

本市は、西三河南部地域の中核的な都市として自動車関連産業の発展とともに成長を続けた一方、日本有数の生産量を誇る抹茶（てん茶）やカーネーション、養殖ウナギなど農水産物の生産拠点としても発展している。

また、歴史的な史跡や名所が点在し、伝統的な祭りや芸能も多く伝えられているほか、三ヶ根山や三河湾に浮かぶ佐久島を含む一帯は三河湾国定公園に指定されている。

以上のように、海・山・川に囲まれた豊かな自然環境の中で、地域に根ざした多様な文化と農・工・商のバランスのとれた産業を育んでいる。

表 2-1 西尾市の産業に関する統計まとめ

統計指標	現状値	備考
農業産出額	14,840 百万円	農林水産省 令和 5 年市町村別農業産出額（推計）
製造品出荷額等	1,652,024 百万円	経済産業省 令和 5 年経済構造実態調査
年間商品販売額	279,348 百万円	経済産業省 令和 3 年経済センサス活動調査
観光入込客数	3,728,355 人	愛知県 令和 5 年愛知県観光レクリエーション利用者統計

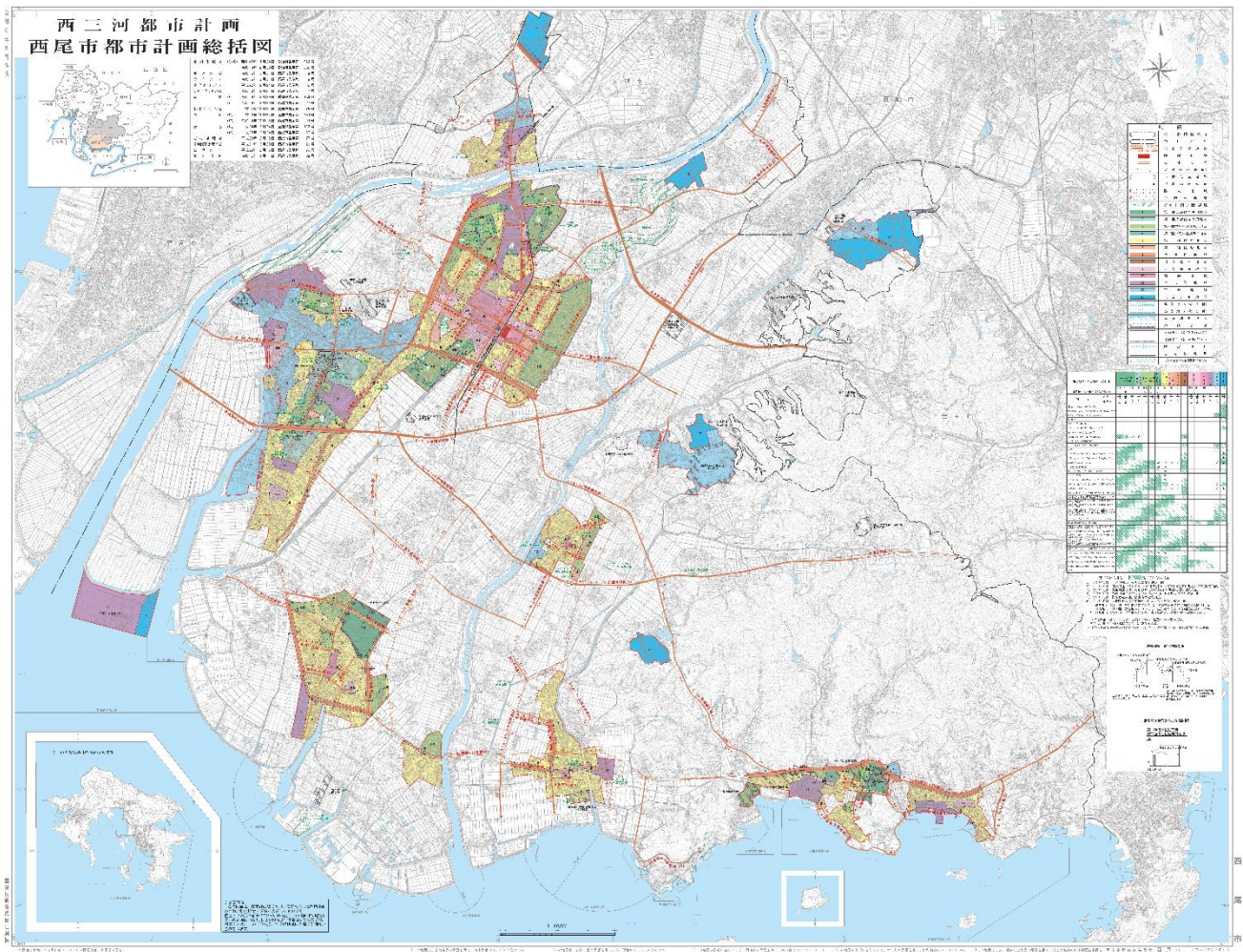
#### (4) 土地利用の現状

本市は、市域の大半が西三河都市計画区域に含まれており、区域区分が適用されている（市街化区域：2,885ha、市街化調整区域：13,064ha）。

土地利用は、農用地が34.2%で最も多く、次いで宅地が19.2%となっている。農用地のうち、田が21.1%で最も多く、次いで畑が13.1%となっている。

都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化等が進み、居住地域自体も拡大している。このため、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地は火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

図 2-5 西尾市都市計画総括図



出典:西尾市都市計画総括図(令和6年(2024年)3月改定)

表 2-2 土地利用区分面積

区分		面積 (ha)	構成比 (%)
行政区域		16,122	100.0
土地利用区分	宅地	3,091	19.2
	農用地	5,520	34.2
	田	3,400	21.1
	畑	2,120	13.1
	山林・原野	1,308	8.1
	雑種地	1,025	6.4
	その他	5,178	32.1
都市計画区域	都市計画区域	15,949	98.9
	市街化区域	2,885	17.9
	市街化調整区域	13,064	81.0

出典：西尾の統計（2024 年刊）

### （５）立地適正化計画に基づく土地利用の方向性

立地適正化計画は、持続可能な都市づくりに向け、居住誘導区域や都市機能誘導区域等を定め、居住や都市の生活を支える機能（医療、福祉等）の誘導によるコンパクトな市街地の形成と、地域公共交通網の充実、防災まちづくりの連携により「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」<sup>※1</sup>を進めるものである。

本市では、次頁に示す将来都市構造（図 2-6）を目指し、居住誘導区域と都市機能誘導区域（図 2-7）を設定している。また、立地適正化計画の第 7 章は「防災指針」とし、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に関する機能の確保に関する方針を定めている。具体的には、水災害と土砂災害のリスク分析を通じて防災上の課題を地区ごとに整理し（図 2-8 及び表 2-3）、災害ハザードエリアにおける開発抑制や移転の促進、防災施策との連携強化など、安全なまちづくりに必要な土地利用対策の方向性を示している。

国土強靱化地域計画では、立地適正化計画と連携を図りつつ防災・減災の取組を進めていく。

<sup>※1</sup> コンパクトシティ・プラス・ネットワーク 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確認し、都市の居住者が安心して暮らせるよう、公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方のこと。

図 2-6 将来都市構造

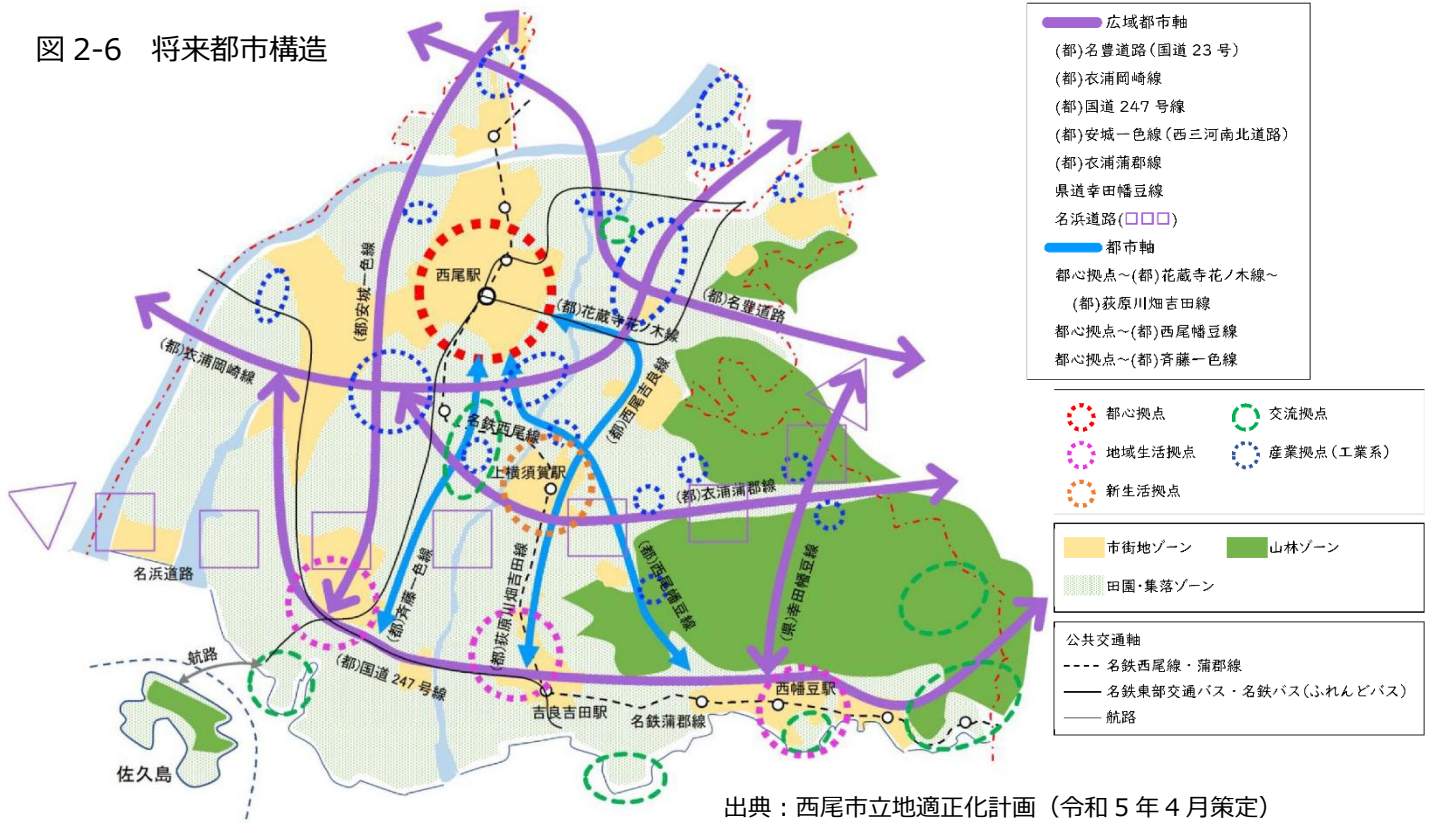


図 2-7 居住誘導区域及び都市機能誘導区域

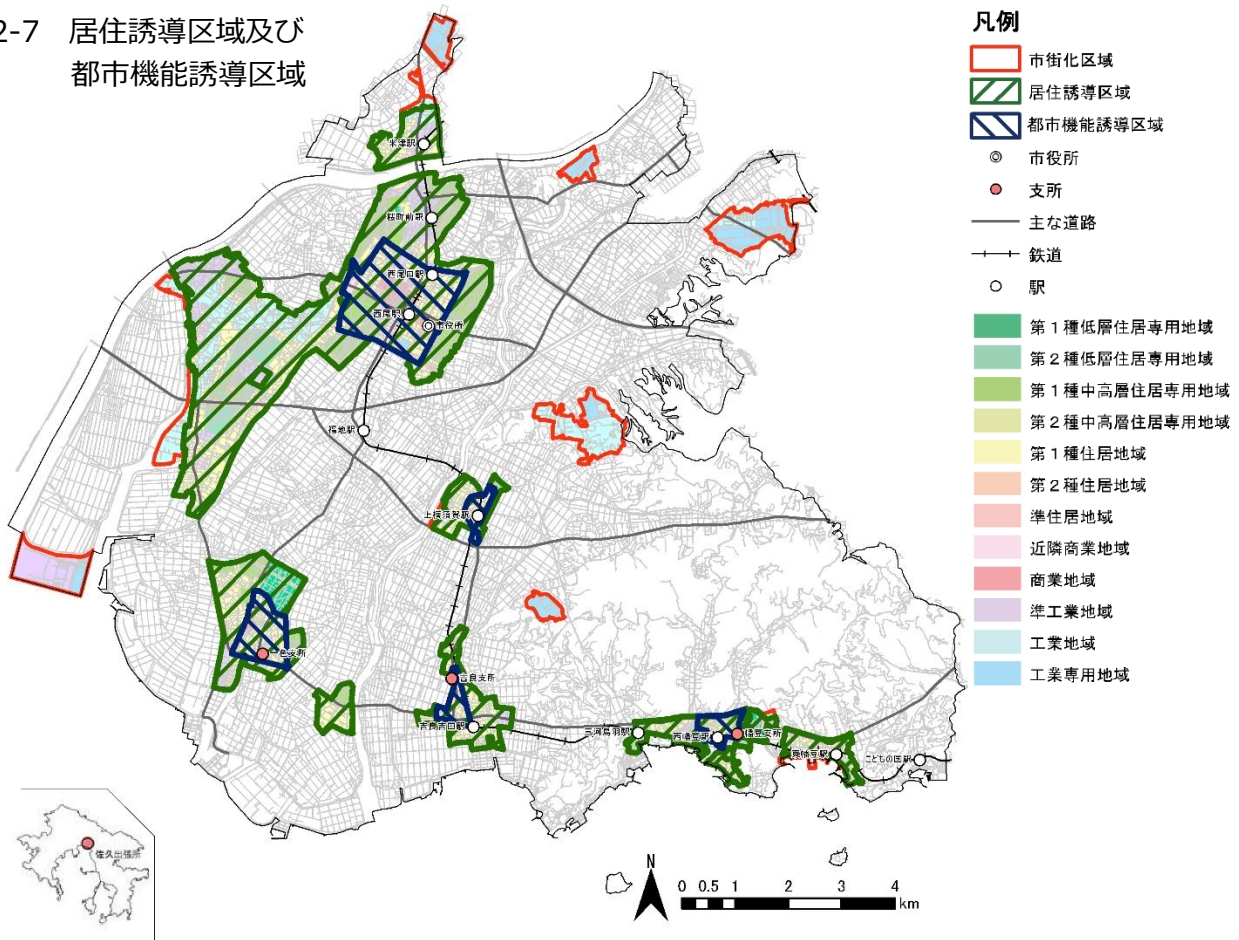
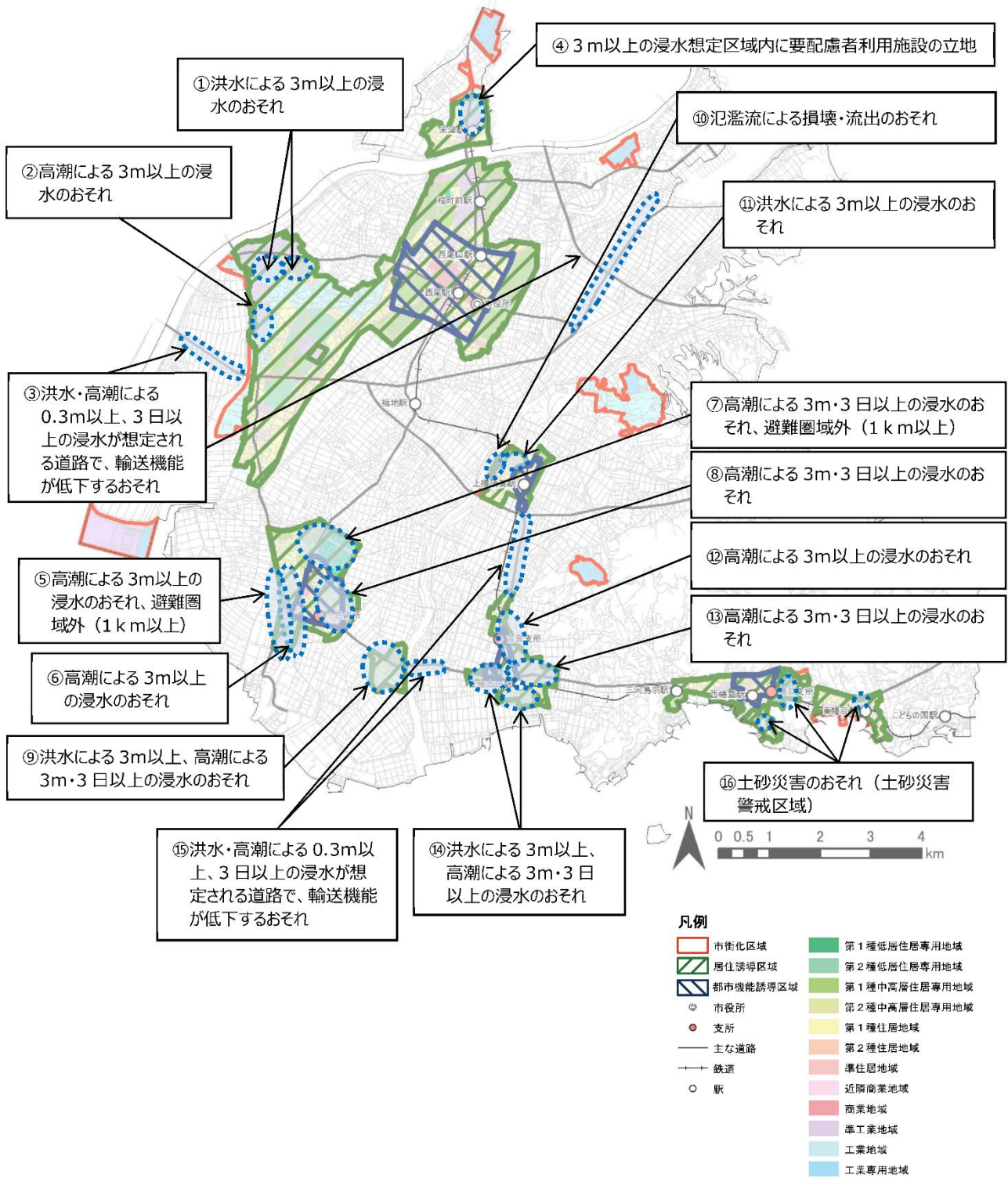


図 2-8 水災害と土砂災害の想定最大規模（L2）におけるリスク分析



出典：西尾市立地適正化計画（令和5年4月策定）

表 2-3 水災害と土砂災害の想定最大規模（L2）におけるリスク分析

地区	分析の視点*					地図 番号	分析結果
	1	2	3	4	5		
西尾	●					①	洪水により 3 m以上の浸水のおそれがあり、2 階以上の浸水が想定される。
	●					②	高潮により 3 m以上の浸水のおそれがあり、2 階以上の浸水が想定される。
					●	③	洪水・高潮により 0.3m以上、3 日以上浸水が想定される箇所があり、災害時、道路が寸断され、避難所への緊急物資輸送等が機能不全になるおそれがある。
				●	●	④	3 m以上の浸水が想定されている市街化区域内に、要配慮者利用施設が立地している。
一色	●		●			⑤	高潮により 3 m以上の浸水のおそれがあり、2 階以上の浸水が想定される。また、避難所からの距離が 1 km 以上となっている場所もある。
	●					⑥	高潮により 3 m以上の浸水のおそれがあり、2 階以上の浸水が想定される。
	●	●	●			⑦	高潮により 3m以上、3 日以上浸水のおそれがあり、2 階以上の浸水が想定される。また、避難所からの距離が 1 km 以上となっている場所もある。さらに、3 m以上の浸水が想定されている市街化区域内に、要配慮者利用施設が立地している。
		●		●		⑧	高潮により 3 m以上、3 日以上浸水のおそれがあり、2 階以上の浸水が想定される。また、3 m以上の浸水が想定されている市街化区域内に、要配慮者利用施設が立地している。
	●	●				⑨	洪水・高潮により 3 m以上の浸水のおそれがあり、2 階以上の浸水が想定される。また、高潮により 3 日以上浸水のおそれがある。
吉良	●					⑩	氾濫流により家屋の損壊・流出のおそれがある。
	●					⑪	洪水により 3 m以上の浸水のおそれがあり、2 階以上の浸水が想定される。
	●					⑫	高潮により 3 m以上の浸水のおそれがあり、2 階以上の浸水が想定される。
	●	●		●		⑬	高潮により 3 m以上、3 日以上浸水のおそれがあり、2 階以上の浸水が想定される。さらに、3 m以上の浸水が想定されている市街化区域内に、要配慮者利用施設が立地している。
	●	●				⑭	洪水・高潮により 3 m以上の浸水のおそれがあり、2 階以上の浸水が想定される。また、高潮による 3 日以上浸水のおそれがある。
					●	⑮	洪水・高潮により 0.3m以上、3 日以上浸水が想定される箇所があり、災害時、道路が寸断され、避難所への緊急物資輸送等が機能不全になるおそれがある。
幡豆	●			●		⑯	土砂災害のおそれがあり、家屋や要配慮者利用施設の損壊・倒壊が想定される。また、3 m以上の浸水が想定されている市街化区域内に、要配慮者利用施設が立地している。

※分析の視点 1～5 は下記のとおり。

- 1：家屋の浸水、損壊・倒壊の可能性（大規模災害、孤立リスク）
- 2：自宅避難が困難
- 3：避難施設の活用が困難
- 4：施設の継続的利用が困難
- 5：緊急輸送が困難（道路寸断）

出典：西尾市立地適正化計画（令和 5 年 4 月策定）

## (6) 社会資本の老朽化対策

### ① 公共施設の現況と課題、管理に関する基本方針

本市が管理する公共施設は、令和4年3月時点、全体で322施設あり、一つの建物の中に複数の施設を有する複合施設を一施設としてみなした実質の施設数は287施設である。棟数は965棟、延床面積は540,399.93㎡（リース建物16棟、2,068.83㎡を含む。）である。

実質施設数で最も多いものは福祉施設で80施設、全体の約28%を占める。延床面積で見ると学校教育施設が240,551.98㎡（42施設）で、全体の約45%を占める。

表 2-4 施設類型ごとの公共施設の延床面積

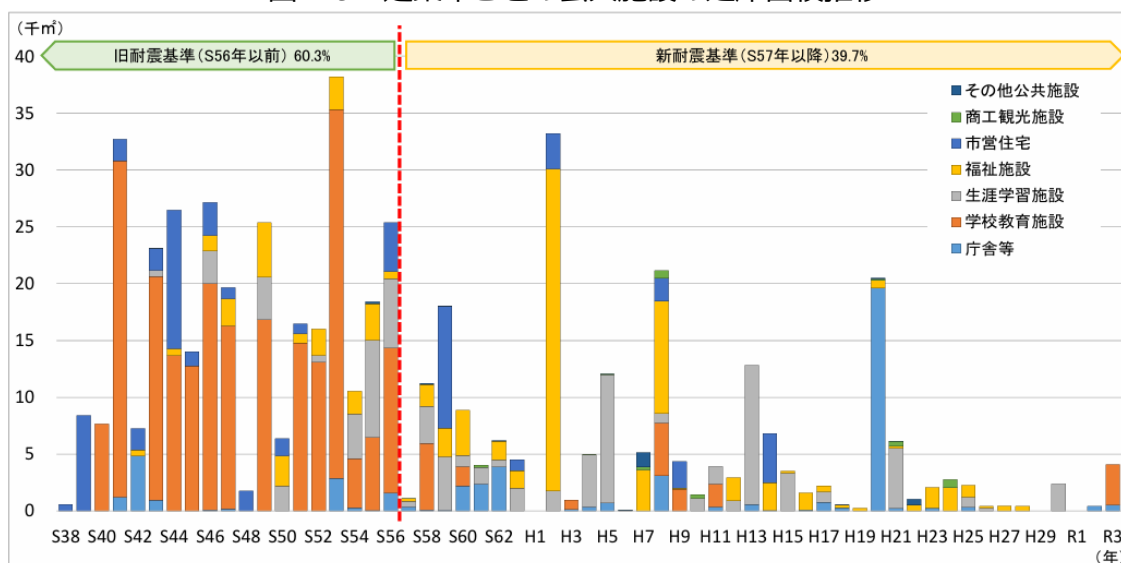
大分類	小分類	施設数	実質施設数	棟数	延床面積 (㎡)
庁舎等	本庁舎、支所、出張所	11	7	22	33,393.36
	消防庁舎、防災施設	35	35	44	10,274.98
	その他の行政系施設	14	14	20	5,452.55
学校教育施設	小学校、中学校、義務教育学校、看護専門学校	36	36	421	229,886.33
	幼稚園	3	3	12	5,647.00
	給食施設	3	3	9	5,018.65
生涯学習施設	社会教育関連施設	22	22	38	30,194.59
	文化施設	11	11	29	17,845.70
	スポーツ・レクリエーション施設	12	12	16	41,137.32
福祉施設	児童福祉施設、子育て支援施設	78	54	71	39,395.93
	社会福祉施設、高齢者福祉施設	26	19	22	15,939.60
	医療保健施設	5	5	18	35,129.91
	火葬場	2	2	12	1,681.68
市営住宅	市営住宅	28	28	184	64,141.72
商工観光施設	商工観光施設	16	16	25	2,906.77
その他公共施設	その他公共施設	20	20	22	2,353.84
合計		322	287	965	540,399.93

出典：西尾市公共施設等総合管理計画（令和4年（2022年）3月改訂）

令和2年度（2020年度）末現在、本市の平均建築年数は、約32年で、築40年以上の施設が325,673.61㎡で全体の60.3%を占める。

これらの施設の建替が今後一斉に押し寄せてくることが予測されることから、より効率的な維持管理方法の検討や長寿命化対策が必要である。

図 2-9 建築年ごとの公共施設の延床面積推移



出典：西尾市公共施設等総合管理計画（令和4年（2022年）3月改訂）

公共施設の管理に関する基本方針は以下のとおり定められている。

- ①人口減少に伴って、機能を維持する方策を講じながら、公共施設の保有総量を段階的に圧縮するため、原則として、新たな公共施設は建設しない。ただし、政策上、新たな公共施設の建設を計画した場合、既存施設の廃止を進めることで、施設の保有総量の抑制を図るものとする。
- ②現有の公共施設が更新（建替）時期を迎える場合、機能の優先順位に基づき施設維持の可否を決め、優先度の低い施設は原則として、すべて統廃合を検討する。
- ③公共施設のマネジメントを一元化して、市民と共に公共施設再配置を推進する。

出典：西尾市公共施設等総合管理計画（令和4年（2022年）3月改訂）による。

## ②インフラの現況と課題

本市が管理するインフラ（道路、河川・漁港、公園・緑地等、上下水道など、都市基盤を形成する施設）は下表のとおりとなっている。

インフラは、法定耐用年数を既に経過しているものや耐震化されていないものがある等の課題がある。また、市民の生命、生活に直結するライフラインであるものもあり、施設の総量の縮減は考えにくいいため、新規整備・改修・更新を計画的に行う必要がある。

表 2-5 インフラの現況

道路・橋梁等	市道	6,635 路線、延長 2,013,778m、面積 9,991,366 ㎡
	橋りょう	1,200 橋、延長 7,721m
	歩道橋	5 橋、156.23m
	トンネル	4 箇所、延長 1,434m
河川・漁港	準用河川	12 本、延長は 10,951m
	普通河川	24 本、延長は 17,970m
	市管理漁港	6 漁港
	海岸保全施設	6 地区海岸
公園・緑地等	都市公園・緑地	64 箇所、面積 857,600 ㎡
	農村公園	2 箇所、面積 8,020 ㎡
	シルバーク	1 箇所、面積 2,018 ㎡
	児童遊園	48 箇所、33,949 ㎡
	ちびっ子広場	68 箇所、24,684 ㎡
	広場	19 箇所、面積 27,825 ㎡
	屋外スポーツ施設	26 箇所、面積 303,944 ㎡
上水道	延長 1,358,542m	
下水道（汚水）	下水道管（公共下水）	延長 867,478m
	下水道管（農業集落排水）	延長 188,473m
雨水関連施設	下水道管（雨水）	延長 39,001m
	樋管	25 箇所
	調整池	20 箇所、容量 141,064 ㎡
主なインフラ	ため池	70 箇所、貯水量 755 千トン
	飲料水兼用耐震性貯水槽	10 箇所、容量 960 ㎡
	防火水槽	375 基
	災害用トイレ	10 箇所、貯留量 551.3 ㎡

参考:西尾市公共施設等総合管理計画（令和 4 年（2022 年）3 月改訂）

### ③プラントの現況と課題

本市が管理するプラント（ごみ処理施設や下水処理施設のように、特に建物のみならず、内部の設備・機械類の改修・更新経費が多くかつ頻度が高い施設）は、下表のとおりとなっている。

プラントは、インフラと同じく、法定耐用年数を既に経過しているものや耐震化されていないものがある等の課題がある。また、市民の生命、生活に直結するライフラインであるものもあり、施設の総量の縮減は考えにくいいため、インフラと同様に新規整備・改修・更新を計画的に行う必要がある。

表 2-6 プラントの現況

上水道施設	配水場	4 箇所
	送水場	3 箇所
	ポンプ場	9 箇所
	その他	3 箇所
下水処理施設	浄化センター	1 箇所
	集落排水処理場	20 箇所
	その他	2 箇所
ごみ処理施設	クリーンセンター	1 箇所
	一般廃棄物処分場	6 箇所
その他プラント	ポンプ場（公共下水）	1 箇所
	ポンプ場（雨水）	3 箇所
	排水機場	77 箇所

出典：西尾市公共施設等総合管理計画（令和4年（2022年）3月改訂）

### ④インフラ・プラントの管理に関する基本方針

インフラ及びプラントの管理に関する基本方針は以下のとおり定められている。

- ①施設の適切な維持管理等を推進し、長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減と平準化に取り組む。
- ②更新する施設の優先度を考慮し、計画的に老朽化対策や耐震化等を行うことで、将来にわたる安全・安心なサービスの提供と施設の安全性確保に取り組む。
- ③人口構成や住民ニーズの変化に対応し、サービス水準の維持を前提とした施設数量の適正化に取り組む。

出典：西尾市公共施設等総合管理計画（令和4年（2022年）3月改訂）による。

インフラ・プラントは公共施設と性質が異なるため、安全・安心なライフラインの確保を優先する。その上で長寿命化を進めることで効率化を図り、ライフサイクルコストの縮減と平準化を図っていくこととする。

## 2-2 西尾市に影響を及ぼす大規模自然災害等

### (1) 想定するリスクの設定及び被害の想定

本計画で想定するリスクは、地震、津波、風水害（洪水・高潮・土砂災害等）、異常渾濁の大規模自然災害等を主な対象とする。一方、本市の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定するうえでは、地震・津波や高潮などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定がない災害については、過去の災害事例を参考とした。なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮する。具体的には、地震に続いて起こる大雨や長時間降雨をきっかけにした土砂災害などが考えられる。

### (2) 地震・津波により想定される被害

#### ① 既往の地震とその被害

過去に本市に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震の2つのタイプがある。

#### ア. 海溝型地震

南海トラフ沿いで発生する大地震で、過去に次のような被害が発生している。

発生年	マグニチュード	地震名	その他の被害、特徴
宝永4年 (1707年)	8.6	宝永地震	渥美郡、吉田(現豊橋)で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長 9,000m。震度 7~6。津波も来襲し、渥美表浜で 6~7m にもなった。
安政元年 (1854年)	8.4	安政地震	宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度 6~5。津波も来襲し、渥美表浜通りで 8~10m、知多半島西岸で 2~4m となり被害が出た。
昭和19年 (1944年)	7.9	東南海地震	西は九州から東は関東地方までの全域と、東北地方・北海道の一部の広範囲にわたって人体に感じ、紀伊半島東部・伊勢湾周辺、熊野灘沿岸で特に揺れが激しかった。 県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者 438 人、負傷者 1,148 人、家屋全壊 16,532 棟、同半壊 35,298 棟。震度 6~5、一部 7。小津波あり(波高 1m 内外)、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

出典：西尾市地域防災計画 地震・津波災害対策編（令和6年度修正）

#### イ. 内陸型地震

陸地の断層の破壊によって発生する地震で、過去に次のような被害が発生している。

発生年	マグニチュード	地震名	その他の被害、特徴
天正14年 (1586年)	7.8	天正地震	この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度 7、尾張部 6、三河部 6~5。津波高 2~4m。
明治24年 (1891年)	8.0	濃尾地震	県の被害は、死者 2,638 人、負傷者 7,705 人、全壊 85,511 棟、半壊 55,655 棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度 7~6。
昭和20年 (1945年)	6.8	三河地震	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡（現西尾市）、碧海郡（現碧南市・刈谷市・安城市・知立市・高浜市及び現岡崎市・豊田市・西尾市の一部）に大被害が生じた。被害は県全体で、死者 2,306 人、負傷者 3,866 人、全壊 16,408 棟、半壊 31,679 棟。震度は、西三河南部を中心に 7~6、県域の大部分が 5 以上。津波も発生し、蒲郡で 1m ほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。 当時の幡豆郡の被害は、死者 1,170 人、負傷者 2,520 人、住家の全壊 3,693 棟、半壊 6,388 棟、非住家の全壊 3,468 棟、半壊 5,751 棟で、住家の被害率は 39.6%であった。 (「三河地震の被害の総括」(1978)による。)

出典：西尾市地域防災計画 地震・津波災害対策編（令和6年度修正）

## ②南海トラフ地震により想定される被害

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本市に与える影響が極めて大きく、その発生確率や被害規模から、まず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

### ア. 「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルであり、本市の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものである。

### イ. 「理論上最大想定モデル」(補足)

国が平成24年(2012年)8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」である。本市の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で、補足的に参照するものである。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

### ウ. 「愛知県津波浸水想定」

津波防災地域づくりに関する法律(平成23年(2011年)法律第123号)第8条第1項に基づいて平成26年(2014年)11月26日に発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波の想定を愛知県が公表したものであり、ハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものである。

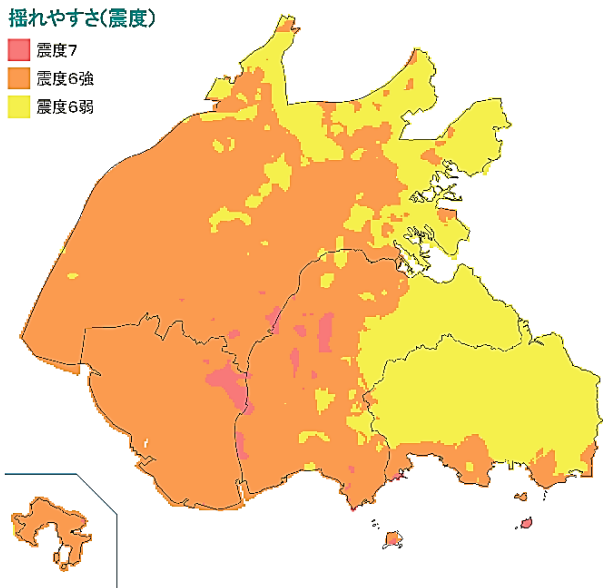
## ③想定される被害

### ア. 市内で被害が最大となる条件の下での被害

区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル (補足)	愛知県津波浸水想定
最大震度	7	7	-
最大津波高	5.1m(佐久島)	5.6m(佐久島)	本土沿岸 4.6m 佐久島 5.6m
津波到達時間(最短) (津波高30cm)	41分(佐久島)	39分(佐久島)	-
浸水面積 (浸水深1cm以上)	5,155ha	5,167ha	5,172ha

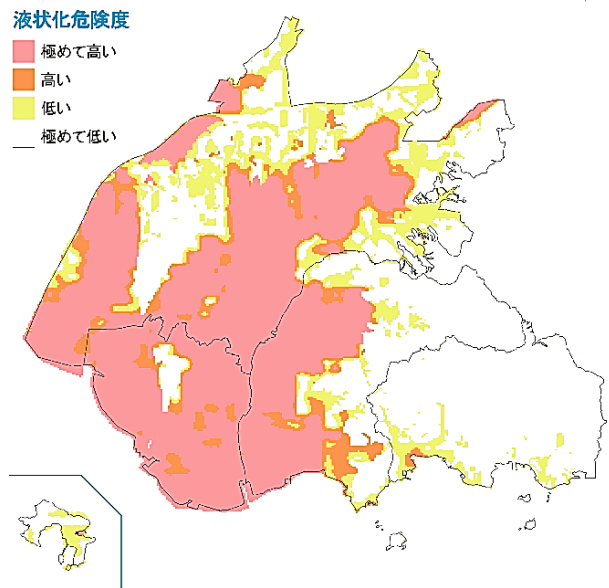
出典:愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成27年(2015年)5月修正)、  
愛知県津波浸水想定(平成26年(2014年)11月)  
※西尾市全体面積:16,122ha。

図 2-10 震度分布



(過去地震最大モデル)

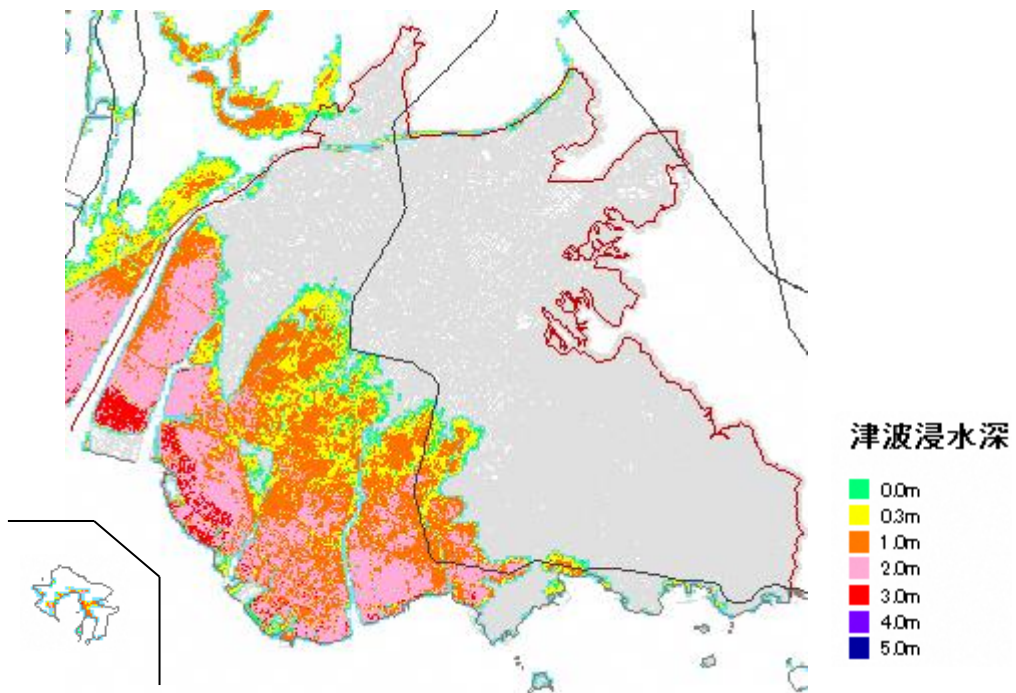
図 2-11 液状化危険度分布



(過去地震最大モデル)

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 27 年(2015 年) 5 月修正)

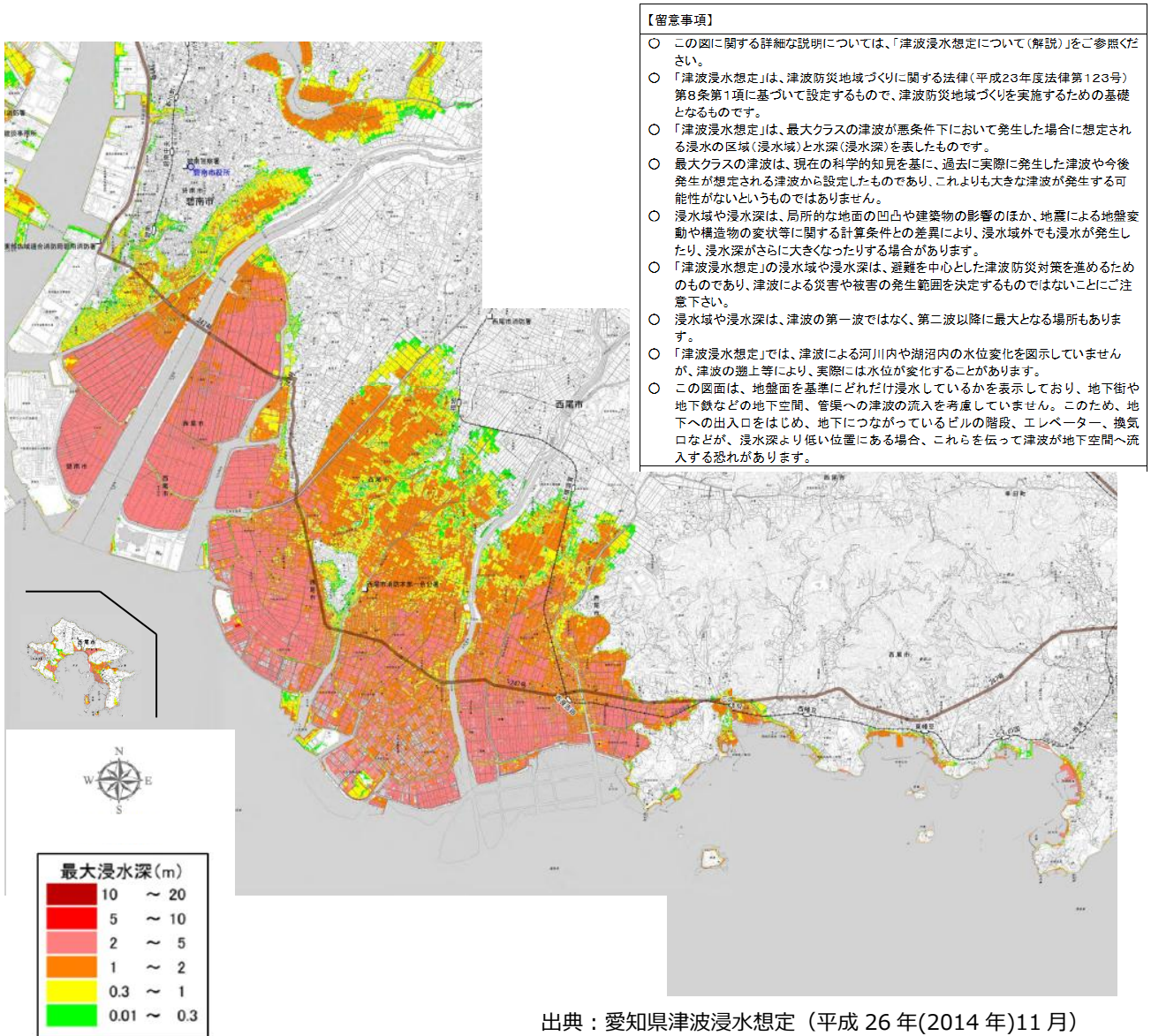
図 2-12 津波浸水想定区域



(過去地震最大モデル)

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 27 年(2015 年) 5 月修正)

図 2-13 津波災害警戒区域



イ. 県全体で被害が最大となる条件の下での被害

(ア) 建物被害(全焼・全壊棟数)

■条件：冬の夕方 18時発災

区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル(補足)
揺れ	約 8,900 棟	約 24,000 棟
液状化	約 400 棟	約 400 棟
浸水・津波	約 2,600 棟	約 1,100 棟
急傾斜地崩壊等	約 20 棟	約 30 棟
火災	約 3,000 棟	約 5,400 棟
合計	約 15,000 棟	約 31,000 棟

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月)による。  
 ※端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

(イ) 人的被害（死者数）

■条件：冬の深夜 5 時発災、早期避難率が低い場合

区分		過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル（補足）	
建物倒壊	（うち屋内収容物移動・店頭、屋内落下物）	約 500 人	（約 30 人）	約 1,400 人	（約 90 人）
浸水・津波	（うち自力脱出困難）	約 1,200 人	（約 300 人）	約 1,600 人	（約 900 人）
	（うち逃げ遅れ）		（約 900 人）		（約 700 人）
急傾斜地崩壊等		0 人		0 人	
火災		約 50 人		約 200 人	
合計		約 1,800 人		約 3,200 人	

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 26 年(2014 年)5 月)  
※端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

(ウ) ライフライン被害

■条件：発災 1 日後、冬の夕方 18 時発災

区分	過去地震最大モデル
上水道（断水人口）	約 161,000 人
下水道（機能支障人口）	約 80,000 人
電力（停電軒数）	約 70,000 軒
固定電話（不通回線数）	約 23,000 回線
携帯電話（停波基地局率）	83%
都市ガス（復旧対象戸数）	約 700 戸
L P ガス（機能支障世帯数）	約 22,000 世帯

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 26 年 5 月)

(I) 避難者・帰宅困難者

■条件：冬の夕方 18 時発災（避難者数）、昼の 12 時発災（帰宅困難者数）

区分	過去地震最大モデル	
避難者数	発災 1 日後	約 70,000 人
	発災 1 週間後	約 77,000 人
	発災 1 ヶ月後	約 103,000 人
帰宅困難者数	約 9,200～11,000 人	

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 26 年(2014 年)5 月)

(オ) 災害廃棄物等

■条件：冬の夕方 18 時発災

区分	過去地震最大モデル
災害廃棄物等	約 2,906,000 トン

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 27 年(2015 年)5 月修正)

④活断層で起きる地震により想定される被害

活断層で起きる地震は、その平均活動間隔が 1,000 年程度から長いものでは数万年程度とされている。大きな地震を発生させる活断層の存在については、そのすべてが解明されておらず、いつどこで発生してもおかしくない状況にある。

本市には、昭和 20 年（1945 年）に三河地震を引き起こした横須賀地震断層・深溝断層が走っており、市内でも大きな被害を記録した。

### (3) 豪雨・台風等による過去の被害と想定される被害

#### ① 既往の豪雨・台風とその被害

過去に本市や本市周辺に大きな被害を与えた豪雨・台風は、次のとおりである。

発生日月	豪雨・台風	その他の被害、特徴
昭和 28 年 (1953 年) 9 月 25 日	台風 13 号	<p>この台風は 9 月 25 日昼頃室戸岬の南方 130 km に達し、14 時 45 分頃紀伊半島南端の潮岬付近に上陸した。その後、尾鷲付近を経て伊勢湾を渡り 18 時 30 分から 45 分頃幡豆郡一色町に上陸した。</p> <p>気圧は、23 日 15 時頃は、中心気圧 915hPa と推定され、暴風雨半径も 24 日頃には、300 km と推定された。25 日 18 時頃には、中心気圧 950hPa、最大風速 30m の暴風が吹き荒れ伊良湖岬の最大瞬間風速は 39.9m であった。この台風の影響を大きくしたのは高潮である。高潮の満潮に台風による 1 m を越える異常潮位が重なったため、暴風による波浪とともに海岸堤防を破壊し大きな災害となった。特に三河湾岸の高潮は高く、平坂港では最高潮位 2.77m を記録している。また、乙川の正法寺には、この時の水位を示した「高潮の標」が残されている。</p> <p>なお、高潮により大きな被害を受けた要因の一つとして昭和 20 年の三河地震による 60 cm 程度の地盤沈下があげられている。</p> <p>幡豆郡での被害は死者 32 名、負傷者 1,047 名、流出家屋 498 戸、損壊家屋 23,844 戸、浸水家屋 5,820 戸、田畑耕地の浸水面積 4,360.9ha 及び流失埋没面積 1,106.9ha の被害を被った。 (出典:台風 13 号による幡豆地方災害誌)</p>
昭和 34 年 (1959 年) 9 月 26 日	伊勢湾台風	<p>この台風は、9 月 26 日 18 時頃に潮岬の西 15 km の地点に上陸し、中心気圧は 929.5hPa を記録し、東海地方は風速 30m 内外の暴風となった。20 時頃には、南東の強風が吹き荒れ台風が最も接近した 21 時頃には、常時 30m から 40m の風が猛威をふるい、南奥田地域では高潮とあいまって堤防が決壊し大被害を被った。</p> <p>西尾市及び幡豆郡の被害は、死者 35 名、重傷者 69 名、軽傷者 1,459 名、全壊住家 1,911 戸、流失住家 38 戸、半壊住家 6,729 戸、床上浸水 797 戸、床下浸水 1,081 戸、非住家被害 11,057 戸であった。(出典:愛知県災害誌)</p>
昭和 46 年 (1971 年)8 月 30 日～31 日	台風 23 号	<p>この台風は 8 月 21 日 9 時、南鳥島の南西に発生し、ゆっくり北西のち西北西に進み、28 日朝、奄美大島の南東方に達した。この頃から移動速度がさらに遅くなり、急に発達しはじめ、屋久島付近を通過する頃、中心気圧は 915hPa に低下した。29 日夜半頃、南九州の大隅半島(佐多岬)に上陸し、四国から大阪付近、三重県南部を通り、31 日昼頃、伊良湖岬をかすめて東方へ去った。</p> <p>この台風による被害は、負傷者 2 名、半壊住家 16 戸、床上浸水</p>

発生年月日	豪雨・台風	その他の被害、特徴
		124 戸、床下浸水 2,631 戸、一部破損 2 戸であった。(出典:愛知県災害誌)
昭和 47 年 (1972 年)7 月 10 日～15 日	豪雨及び 台風 6 号	<p>7 月 9 日頃から日本海にあった梅雨前線が南下し本州南岸に停滞し、10 日夜から降雨が強くなり、翌 11 日になってから梅雨前線が活発化した。一時、降雨は小降りになったが、12 日から強まり半田付近から矢作川上流にわたる地域で降雨が強まり、その後伊勢湾から北東にも強い雨が降った。このため西三河地方を中心に崖崩れ、浸水などの被害が発生した。</p> <p>この大雨による被害は、床上浸水 4 戸、床下浸水 295 戸、一部破損 1 戸であった。(出典:愛知県災害誌)</p>
昭和 47 年 (1972 年) 9 月 16 日	台風 20 号	<p>この台風は 9 月 13 日 12 時、沖の鳥島の南 500km に発生した。ゆっくり北西に進み、沖の大東島の南海上で転向し、進行方向を北から北北東に変えた。一方、15 日 15 時低気圧が北朝鮮の元山沖約 400km にあり、閉そく前線が南東にのびて、愛知県付近に達し、愛知県では、この前線の影響により 15 日朝から降雨が強くなった。台風は 16 日 18 時 30 分頃、潮岬付近に上陸した。その後、紀伊半島を縦断し、三重県を経て、岐阜県西部を通り、17 日朝 5 時には佐渡島付近に達し、午後には北海道西岸に去った。</p> <p>この台風による被害は、軽傷者 2 名、全壊住家 6 戸、半壊住家 14 戸、床上浸水 5 戸、床下浸水 114 戸、一部損壊 1,988 戸、全壊非住家 135 戸、半壊非住家 996 戸であった。(出典:愛知県災害誌)</p>
昭和 49 年 (1974 年) 7 月 7 日	豪雨及び 台風 8 号	<p>7 月 1 日に南方海上で発生した台風 8 号は、強い台風に発達し対馬海峡を通過し 7 日から 8 日にかけて日本海中部を進んだ。この台風の接近に伴い、東海地方の南海上に停滞した梅雨前線が刺激され大雨を降らせ、知多半島や三河地方南部に被害が集中した。</p> <p>この大雨による被害は、床上浸水 16 世帯、床下浸水 203 世帯であった。(出典:愛知県災害誌)</p>
平成 12 年 (2000 年)9 月 11 日～12 日	大雨及び 台風 14 号 東海豪雨	<p>秋雨前線に台風第 14 号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んだため、前線の活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。</p> <p>このため、23 の市町村が避難勧告・指示を発令し、63,000 人以上が避難され、21 市町村で災害救助法<sup>※1</sup> 及び被災者生活再建支援法<sup>※2</sup> が適用された。また、この災害が、激甚災害に指定され、中</p>

※1 災害救助法 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、緊急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を目的とする法律

※2 被災者生活再建支援法 自然災害により居住する住宅、生活用品等その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金(国や県からの拠出した基金)を給付することにより、被災者の生活の再建支援を 目的とする法律

発生年月日	豪雨・台風	その他の被害、特徴
		<p>小企業支援措置及び農地・農業施設用支援並びに林道の災害復旧事業支援措置がなされた。</p> <p>この大雨による県内全域での被害は、死者 7 名、負傷者 107 名、住家の全壊 18 棟、半壊 154 棟、一部損壊 147 棟、床上浸水 22,078 棟、床下浸水 39,728 棟であった。(出典:愛知県地域防災計画附属資料)</p>
<p>平成 20 年 (2008 年)8 月 28 日～30 日</p>	<p>大雨 8 月末豪雨</p>	<p>停滞していた前線に非常に湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となり、県内各地で記録的な大雨となった。このため、名古屋市及び岡崎市で、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された。</p> <p>広田川が破堤。県内全域での被害は、死者 2 名、負傷者 5 名、住家の全壊 5 棟、半壊 3 棟、一部損壊 29 棟、床上浸水 2,480 棟、床下浸水 14,106 棟であった。(出典:愛知県地域防災計画附属資料)</p>
<p>令和 5 年 (2023 年) 6 月 2 日</p>	<p>大雨</p>	<p>本州付近に停滞した梅雨前線に向かって温帯低気圧に変わった台風第 2 号の暖かく湿った空気が流れ込んだ結果、前線の活動が活発になり、6 月 1 日夜から雨が降り始め、2 日の夕方から夜にかけて線状降水帯が発生するなど同じ場所で非常に激しい雨が降り続き、記録的な大雨となった。</p> <p>被害は主に県東部で、死者 1 名、負傷者 2 名、家屋全壊 3 棟、半壊 142 棟、一部破損 25 棟、床上浸水 350 棟、床下浸水 688 棟であった。(出典:愛知県地域防災計画附属資料)</p>

## ②豪雨・台風により想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方が局地化・集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

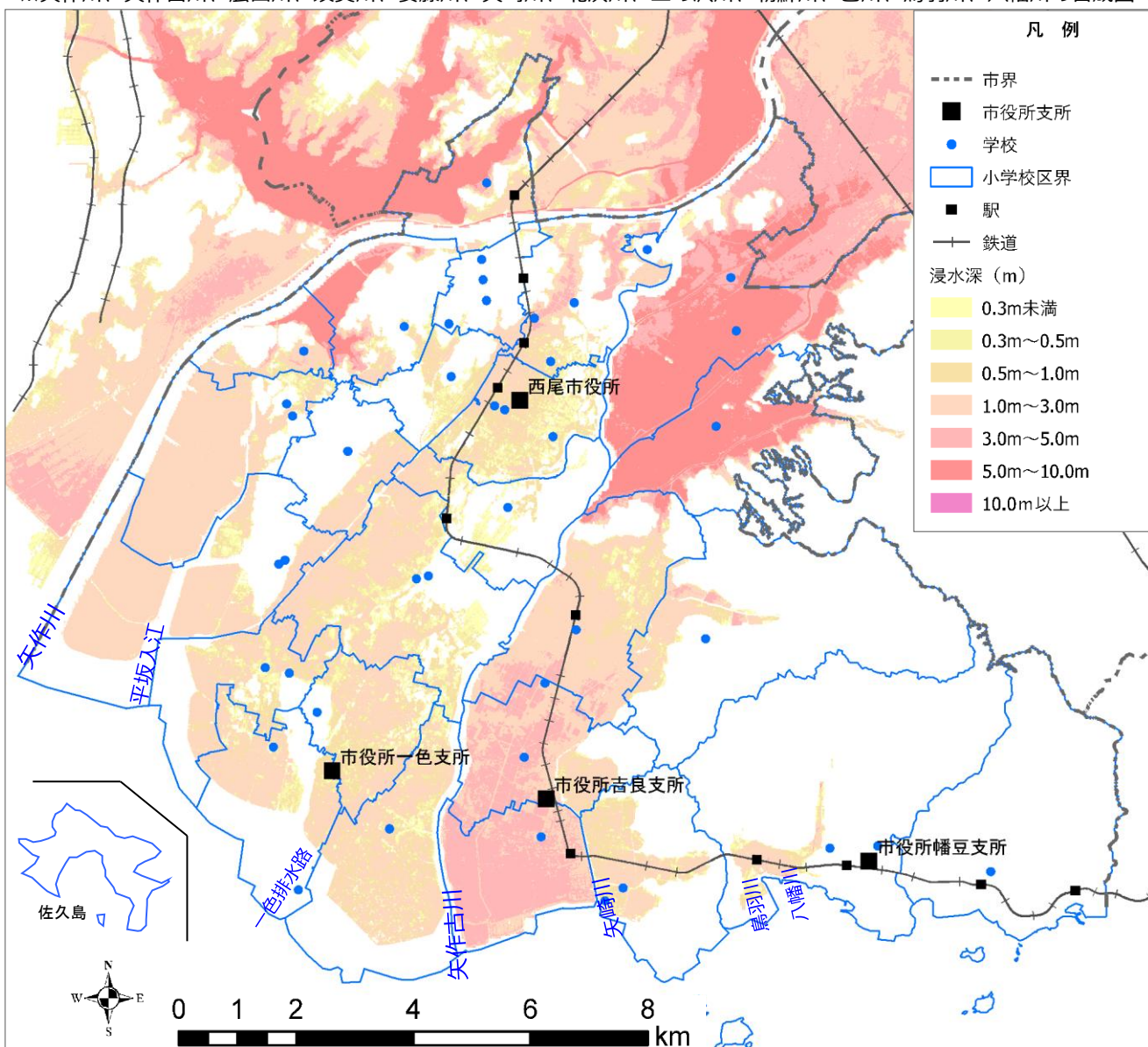
### ア. 河川の氾濫により想定される被害

本市では、洪水予報河川<sup>※1</sup>に矢作川（国土交通省管理）が指定され、水位周知河川<sup>※2</sup>に矢作古川、広田川、乙川（いずれも愛知県管理）が指定されている。

それぞれの河川について、想定し得る最大規模の降雨によって浸水することが想定される区域及び水深は以下のとおりである。

図 2-14 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

※矢作川、矢作古川、広田川、須美川、安藤川、矢崎川、北浜川、二の沢川、朝鮮川、乙川、鳥羽川、八幡川の合成図



出典：西尾市洪水ハザードマップ（令和 2 年度及び令和 4 年度）をもとに作成

※1 洪水予報河川 2 以上の都道府県の区域にわたる河川、その他流域面積が大きい河川。西尾市では、矢作川が該当

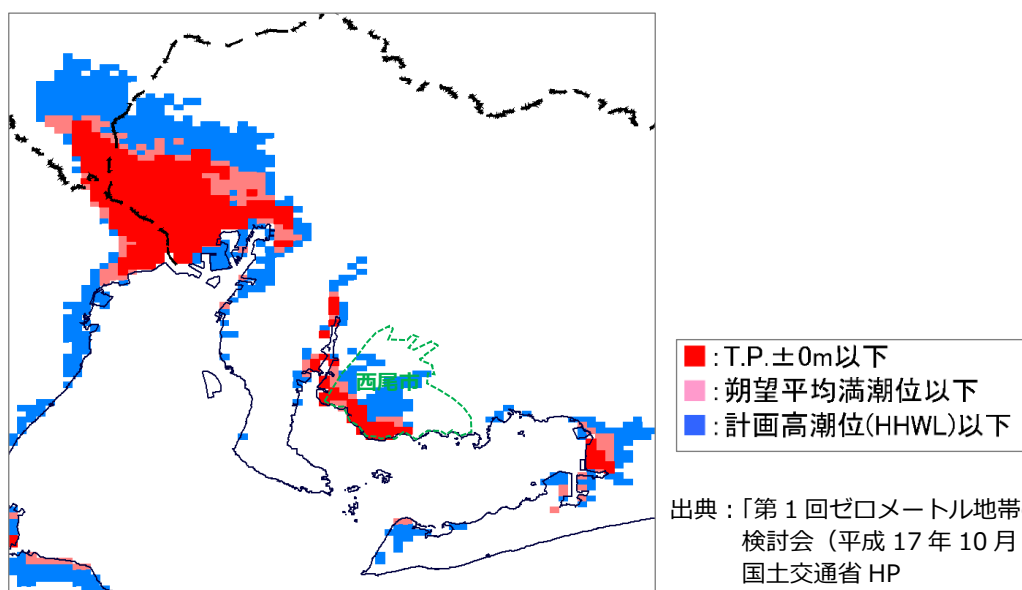
※2 水位周知河川 洪水予報河川以外の河川のなかで河川法に規定する指定区間外の一級河川。西尾市では、矢作古川・広田川が該当

## イ. 高潮により想定される被害

内湾に位置する三河湾・伊勢湾沿岸では地形形状から、台風等により高潮が発生しやすい特性を備えており、特に湾奥部ではその現象が顕著である。過去には昭和 28 年（1953 年）の台風 13 号、昭和 34 年（1959 年）の伊勢湾台風により大規模な高潮が発生し、未曾有の大災害を経験したため、多くの海岸保全施設や河川管理施設が築造された。

近年では、平成 21 年（2009 年）10 月に来襲した台風 18 号により、三河湾を中心に伊勢湾台風に匹敵する高潮が発生し、三河港のコンテナが流出するなど大きな被害を受けた。

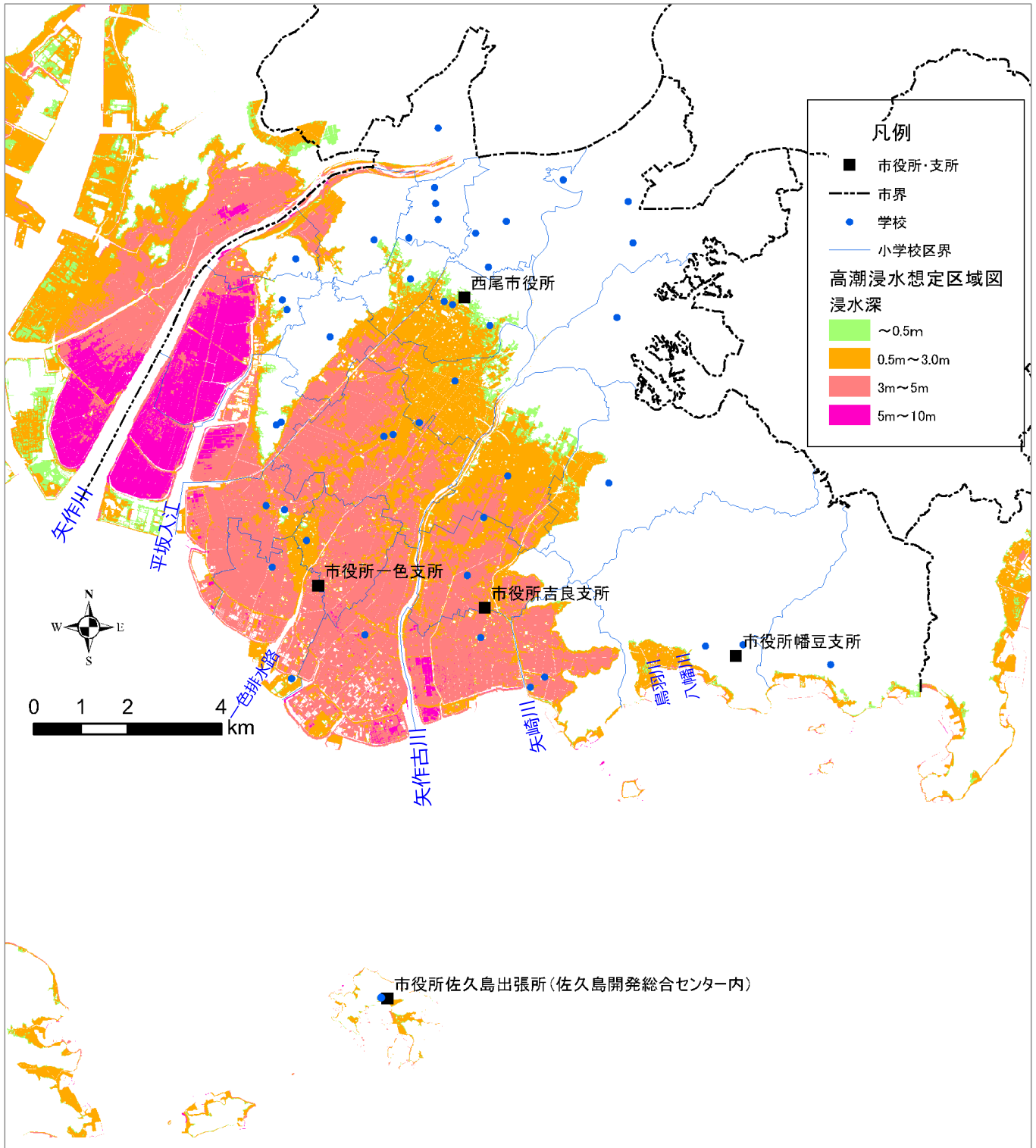
図 2-15 伊勢湾における高潮危険区域



愛知県西部から南部にかけて分布する沖積平野では一部ゼロメートル地帯が広がっており（図 2-15 参照）、そこでは液状化危険度が高く、地震による揺れが増幅されて強い震度になる傾向がある。また、海岸や河川の堤防等が地震により被災した場合には、ゼロメートル地帯を中心に、津波・高潮・洪水等により広範囲に浸水するとともに、自然には排出されにくいいため、長期にわたって湛水するおそれがある。洪水浸水想定区域や高潮危険区域は、地震に続いて起こる浸水被害など複合災害の可能性が比較的高いエリアといえる。

本市の高潮ハザードマップ（想定最大規模）によると（図 2-16）、市西部の矢作川左岸には高潮による 5m～10m の浸水深エリアがあり、また、市南部の河川や排水路（平坂入江、矢作古川、一色排水路、矢崎川等）の河口周辺には 3m～5m の浸水深エリアが広範囲に分布している。

図 2-16 西尾市高潮ハザードマップ（想定最大規模）



出典：西尾市高潮ハザードマップ（令和 5 年 3 月）データをもとに作成

#### ウ. 土砂災害により想定される被害

市内では 439 箇所が「土砂災害警戒区域」※<sup>1</sup>に指定されており、このうち 384 箇所が建築物に損壊を生じ、住民に著しい危害を生じる恐れがある「土砂災害特別警戒区域」※<sup>2</sup>に指定されている（出典：「西尾市地域防災計画資料編」令和 6 年度修正）。

土砂災害は、豪雨や台風などたくさんの雨が降るときに突発的に発生し、人的被害も大きいことが特徴である。平成 12 年（2000 年）9 月の東海豪雨でも、土石流やがけ崩れなどの土砂災害が多発し、愛知県内で死者が出るなど大きな被害が発生している。

土砂災害対策としては、愛知県による土砂災害防止施設の整備などのハード対策、西尾市による防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動などのソフト対策を推進していくことが重要となっている。

なお、土砂災害は豪雨や台風のみならず、地震等により引き起こされることにも留意する必要がある。

### （４）異常渇水による被害

短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にある一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が生じている。また、将来においても無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されている。

平成 6 年（1994 年）の渇水では、九州北部、瀬戸内海沿岸、東海地方を中心に上水道の供給が困難となり、時間指定断水などの給水制限が実施された。愛知県においては、同年 8 月 17 日から 8 月 31 日まで知多半島等の 21 市町で実施された時間給水（最長 19 時間の断水）により、最大約 39 万世帯（約 118 万人）に影響があった。

### （５）疫病・感染症等の拡大

令和元年（2019 年）末に中国で最初の症例が発見された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界に拡散し、人々を震撼させた。国は令和 2 年（2020 年）4 月に 7 都府県（のちに全都道府県）を対象に緊急事態宣言を発出し、全国民に外出自粛を要請した。併せて多くの市町村においても対策本部が設置され、市町村内での感染拡大防止、広域医療体制の整備、薬品、防疫資材及び防護資材の確保・配給等の緊急対応に追われた。また、国民は「新しい生活様式」に沿った生活が求められ、外食産業や観光業をはじめとする商業活動の自粛、オンラインでの就業・学習の浸透など社会生活に大きな影響を与えた。その後、このパンデミックは収束したものの、新型コロナウイルス感染症への潜在的な脅威は依然としてある。

疫病・感染症等については、大規模自然災害の発生後に避難所等を中心として拡大し、複合災害に発展する可能性もあることから、被害の急速な拡大・深化を想定した対策を検討する必要がある。

※<sup>1</sup> 土砂災害警戒区域 土砂災害が発生する恐れがあり、発生したら住民に危害が生じる恐れがある区域

※<sup>2</sup> 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害発生時、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域のこと

## **(6) 猛暑・熱中症の拡大**

気象庁蒲郡地域気象観測所のデータによると、最高気温が35℃を超える猛暑日は令和6年(2024年)において25日間と今世紀において最も多く発生している。地球温暖化によって気温が上昇し、猛暑日が増加している状況下では、熱中症になるリスクが高まっている。また、気候変動に伴う水害リスクが高まる中で、水害等の被災地での熱中症の拡大といった状況も想定して対策を検討する必要がある。

本市では、熱中症の症状、予防法、対処法等について周知徹底を図るとともに、熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートが発表された際に熱中症予防行動を促すための情報発信を行っている。

## 第3章 西尾市の強靱化に向けた基本的な考え方

### 3-1 目指すべき将来の地域の姿

#### 災害に強く、夢や希望の持てるワクワクする西尾市

この実現が災害等によって頓挫しないように強靱化を進めていく。危機に打ち勝ち、その結果として将来に明るい夢や希望を持てる地域をめざす。

### 3-2 西尾市の強靱化の基本目標

基本計画や愛知県地域強靱化計画に掲げる基本目標との協調を図り、次の4つの基本目標を位置づける。

- ① 市民の生命を最大限守る。
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする。

### 3-3 西尾市の強靱化を進める上での留意事項

本市の基本目標を実現するため、国・県の計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し対策を進める。

#### (1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- ア 市内それぞれの地域における特性を考慮し、問題点に対応・解決する取組を推進する一方、魅力や特徴をより一層高めることで、多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。
- イ 本市の強靱化に向け、市民を始め、国、県、近隣自治体、関連事業者、地域団体、NPOやボランティア等の市民活動団体等が、相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
- ウ 少子高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化に対応する。
- エ 地域の特性に応じて、市民一人一人の多様性を踏まえた地域コミュニティの強靱化など、地域防災力の向上を図る。
- オ デジタル技術を含めて積極的に新技術を活用し、災害対応力の向上など、国土強靱化施策の高度化を図る。

## (2) 効果的な施策の推進に係る事項

- ア 過去の被災の歴史から得られた教訓を始め、本市における強靱化の推進に係る知識を正しく理解し、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図る。
- イ 大学、民間事業者、経済団体、産業団体におけるシンクタンク機能<sup>※1</sup>や人材の確保と活用を図る。また、PPP/PFI等を活用した民間事業者との連携による防災基盤の整備や老朽化対策等の推進を検討する。
- ウ 想定される被害や地域の特性等に対応できるよう、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的な取組を進める。
- エ 県や近隣自治体と本計画に基づく施策の推進状況を共有し、必要に応じて連携を図るとともに、短期から長期までの時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。
- オ 本計画に基づく事業の検討において、個々の施設・設備やシステムの強靱化とともに、可能な限り代替性・冗長性<sup>※2</sup>の確保についても考慮した取組を進める。
- カ 本計画の推進により非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、強靱化に資する施設や取組が平時に持つ意味を考慮しつつ、中長期的な視点でみた場合に本市において持続可能な地域の成長・活性化に結び付く対策となるように工夫する。
- キ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人市民等に十分配慮して施策を講じる。

## (3) 複合的な大規模自然災害への対応に係る事項

- ア 令和6年能登半島地震の被災地では、復興の途上期に大雨が襲い、仮設住宅が浸水するなど甚大な被害が発生した(複合災害)。本市においてもゼロメートル地帯等で地震・津波・液状化・外水及び内水氾濫・高潮等の災害が短期間に複合的に発生する可能性があり、これに対する有効な事前防災を推進する。
- イ 複合災害に関する知見や事例等を参考にして、自治体間や関係機関等との連携を強化するとともに、各種業務継続計画等の見直しなど関連する施策を講じる。

---

※1 シンクタンク機能 いろいろな領域の専門家を集めた組織。無形の頭脳を資本として、基礎研究や応用研究をはじめ、助言・指導などのコンサルティング・サービスにも応じる企業組織、あるいは研究機関のこと

※2 冗長性(じょうちようせい) システムや機器等を複数用意することで、一つに障害が発生しても他の予備が機能し、サービス停止を防ぐ仕組みのこと

## 第4章 西尾市の強靱化の現状と課題（脆弱性※1 評価）

### 4-1 対策目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本計画や愛知県地域強靱化計画で設定されている「対策目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」をもとに、本市に影響を及ぼす大規模自然災害等の想定や事例を踏まえ、6つの「対策目標」と32の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

対策目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
<b>1 直接死を最大限防ぐ</b>        	1-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊※2、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	1-6 大規模な地震・津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生
<b>2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</b>        	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
	2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱
	2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

※1 脆弱性(ぜいじゃくせい) 災害リスクに対して弱い部分、被害の受けやすさ

※2 深層崩壊 長時間降雨や地震などをきっかけに起こる山崩れ・がけ崩れで、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊する規模の大きなもの

対策目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
<p>3 必要不可欠な行政機能を確保する</p>   	<p>3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱</p> <p>3-2 市職員・施設等の被災等による機能の大幅な低下</p>
<p>4 経済活動を機能不全に陥らせない</p>        	<p>4-1 経営資源の被災等により事業継続が不可能となる事態</p> <p>4-2 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響</p> <p>4-3 食料等の安定供給の停滞</p> <p>4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響</p> <p>4-5 農地・森林等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下</p>
<p>5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる</p>     	<p>5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態</p> <p>5-2 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止</p> <p>5-3 上水道等の長期間にわたる機能停止</p> <p>5-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>5-5 鉄道等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止</p>
<p>6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>      	<p>6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態</p> <p>6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態</p> <p>6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p> <p>6-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ等による地域経済への甚大な影響、企業流出と人口減少</p>

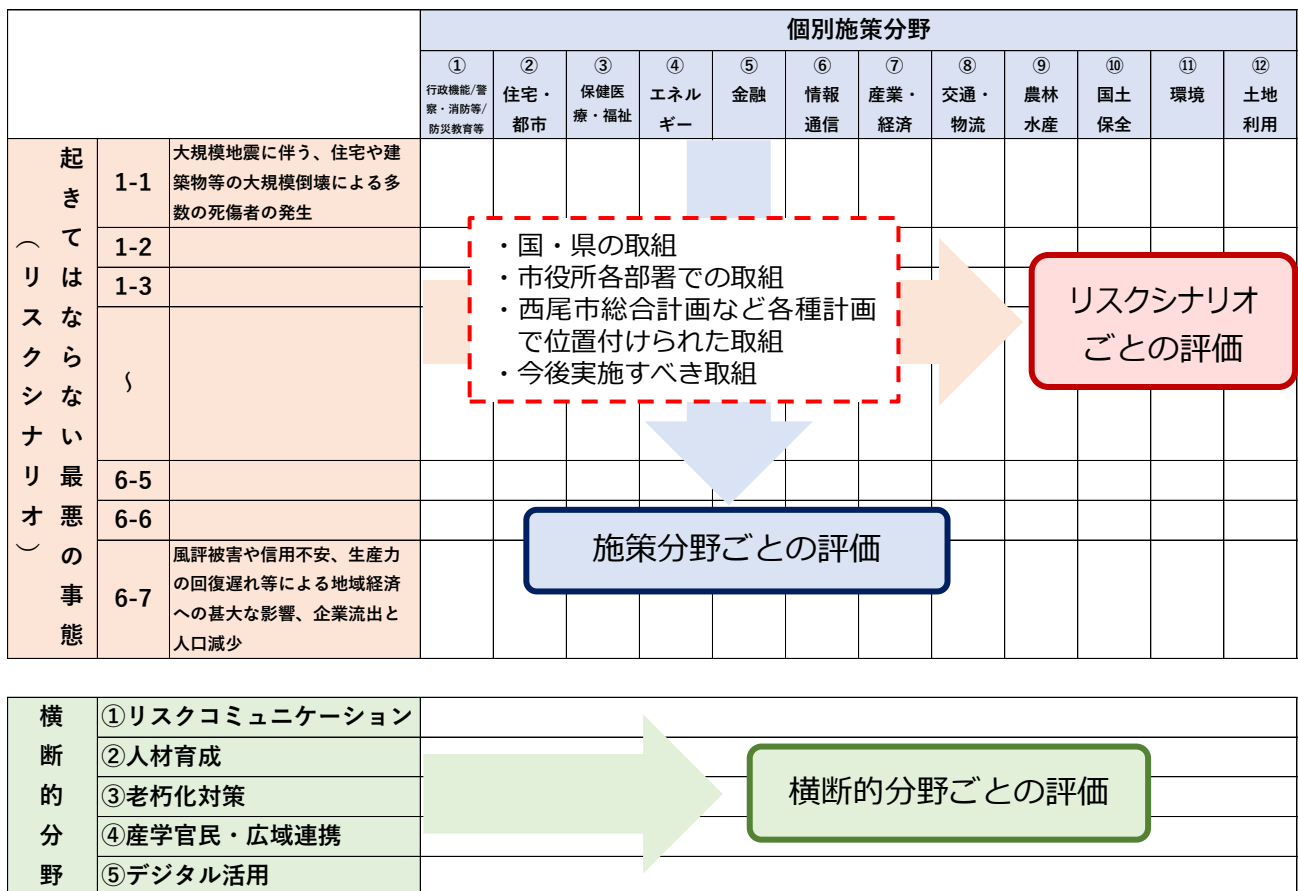
注：リスクシナリオには複合災害や二次災害の可能性も含む。特に「地震による建物倒壊」「津波浸水」「液状化」「洪水浸水」「高潮」「大規模火災」「感染症」「各種インフラ障害」等を複数組み合わせたケースが考えられる。

## 4-2 脆弱性評価の実施手順と結果

本市の基本目標を実現するため、リスクシナリオ及び施策分野ごとに脆弱性の評価を行い。その結果に基づき次章において強靱化施策の推進方針を定めている。

### (1) 脆弱性評価の実施手順

脆弱性の評価にあたっては、基本法（第9条第5項、第17条第1項）において、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされており、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）」「国土強靱化地域計画内容充実ガイドライン」を参考とした。国・県の取組状況の把握に加え、西尾市総合計画を始めとする各種関連計画などをもとに、本市の脆弱性を総合的に評価した。



### (2) 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとに評価を実施した結果、次章に掲げる推進方針に基づき、施策を実施する必要があることが明らかとなった。国・県などの取組等についても必要に応じて対象に含め分析を行った。

## 第5章 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

基本目標を達成し、西尾市を強靱化するために、実施されるべき施策の推進方針と個別具体的施策の例を、リスクシナリオごとの脆弱性評価結果を踏まえて次のとおり示す。なお、各施策の推進主体を【】内に記載した。

ここでのリスクシナリオごとの達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに主な重要業績指標（KPI: Key Performance Indicator）を選定し、活用する。

なお、西尾市総合計画や「国土強靱化予算における地域の国土強靱化の取組推進」に位置づけられる施策については、優先的に取り組む個別具体的施策として、“西尾市国土強靱化地域計画別表”に明記する。



### (1) 直接死を最大限防ぐ

1-1	大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
<p>①住宅・建築物等の耐震化等の推進</p>	<p>○住宅・建築物の耐震化については、その必要性の啓発や耐震診断・耐震改修等を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震化を推進する。地域住民や民間事業者を含め各主体が連携して耐震化を進める。 【行政・地域・民間】</p> <p>○災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。【行政】</p> <p>○倒壊のおそれのある空家の除却を促進するため、空家所有者への啓発や支援方策を推進し、地域住民による主体的な取組を進める。【行政・地域】</p> <p>○緊急輸送道路<sup>※1</sup>や優先啓開道路沿道の住宅・建築物の耐震化を促進するため、建物所有者への直接的な耐震化の指導・助言などの啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。また、安全基準を満たしていないブロック塀等の改修促進及び狭あい道路の解消に取り組む。【行政・地域・民間】</p> <p>○被災した建築物や宅地が使用できるかどうかを判断する応急危険度判定士を養成するとともに、判定制度の普及・啓発を行う。 【行政・地域・民間】</p>

※1 緊急輸送道路 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

② 公共施設等の耐震化の推進・促進	○官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等で耐震化が完了していない施設については、耐震化の早期完了に取り組む。また、天井など非構造部材 <sup>※1</sup> の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。【行政】
③ 不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進	○不特定多数の者が利用する大建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、その必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震化を推進する。【行政・地域・民間】
④ 交通施設等における脆弱性の解消	○交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を関係機関へ働きかける。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。【行政・民間】
⑤ 電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等	○大規模地震発生時の被害が考えられる電柱、大規模盛土造成地等の施設や構造物については、無電柱化の推進、大規模盛土造成地マップを活用した施設等の所有者への啓発など、施設等の安全性を向上させる。また、液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを十分に周知する。【行政・地域・民間】
⑥ 防災訓練や家具の転倒防止策等の継続的な防災教育等の推進	○緊急地震速報 <sup>※2</sup> 等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災会等を通じ、継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。 【行政・地域・民間】
⑦ 災害対応力の強化	○災害現場での救助・救急活動能力等を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等により、防災関係機関等の災害対応能力の強化を図る。【行政・地域・民間】 ○道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、監視カメラや道路管理用カメラ等の活用を検討し、配備・訓練する。 【行政・地域】
⑧ 消防団等の充実強化の促進等	○防災関係機関等の災害対応力の強化と併せ、消防団等の充実強化を促進する。【行政・地域】

※1 非構造部材 建築物の骨格となる躯体以外の窓ガラス、外壁材、天井材、内壁材などの部材のこと

※2 緊急地震速報 地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のこと

(主な重要業績指標※1)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
市内全域の住居系建物の耐震化率	90.9%(2025年3月)	98%	1
居住誘導区域内の住居系建物の耐震化率	94.4%(2025年8月)	99%	2
家具転倒防止対策実施件数	6件(2026年3月:福祉課) 2件(2026年3月:長寿課)	10件(補助金件数:福祉課) 5件(取付件数:長寿課)	3

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	住居系建物の耐震診断・耐震改修の実施	建築課	①
2	居住誘導区域内の住宅の耐震化	建築課	①
3	家具転倒防止対策の推進	福祉課 長寿課	⑥

注：表の「推進方針番号」は、前記①～⑧の施策方針項目のうち、代表的なものを掲載（以下、同様）

※1 重要業績指標(KPI)(Key Performance Indicator) 進捗管理や測定に必要となる主な指標のこと

1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
①火災に強いまちづくりの推進	<p>○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進めるとともに、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進する。道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペース<sup>※1</sup>を確保するため、公園緑地整備を推進する。【行政】</p> <p>○公園施設の老朽化に対応するため、公園施設長寿命化計画に基づく更新、維持管理を推進する。【行政】</p>
②消防力の強化	<p>○大規模火災の発生時に消火・救助・救急活動にあたる消防職員の適正な人員の確保と、訓練等を通じた人材の育成を図るとともに、必要な資機材の整備・拡充を進める。また、同時多発的な大規模火災の発生に備え、消防相互応援協定など広域での連携を維持・強化する。【行政】</p>
③救助活動能力の充実・強化	<p>○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災会の充実強化、ハード・ソフト対策を組み合わせて横断的に進める。【行政・地域】</p>
④火災における災害対応力の向上	<p>○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、訓練を積極的に実施する。地震により市街地などで火災が発生した場合、多くの建築物が延焼・焼失することを市民・事業者等に周知し、被害拡大を防止するため、建築物の火災予防や消防訓練の啓発を推進する。</p> <p>【行政・地域・民間】</p> <p>○火災現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練や啓発等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。【行政】</p>
⑤水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等	<p>○民間事業者等と給水活動等についての協定の締結や水道の耐震化、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討などによる水利確保の取組を推進する。【行政・民間】</p> <p>○火災予防と被害軽減のため、消防法で規定される防火対象物は、防火管理者を選任させ、消防計画に基づく消防訓練の実施、消防用設備等の適切な維持管理を推進する。【行政・地域・民間】</p>

※1 オープンスペース 建物等が建っていない開けた場所、空き地。大規模災害が発生した際、広域応援部隊やライフライン関係機関の活動拠点、災害ボランティアを受け入れる拠点などとして活用される

⑥消防団の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災時において消防団が果たす役割が高い地域もあることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。【行政・地域】</li> <li>○地域に密着し、即時対応力となる消防団等の充実強化を促進する。【行政・地域】</li> <li>○地域の災害活動拠点である消防団詰所・資機材庫を始め、消防団車両や資機材の充実強化を推進する。【行政・地域】</li> </ul>
⑦感震ブレーカー等の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震による火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。【行政・地域・民間】</li> </ul>

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
土地区画整理事業の供用面積	274ha(2026年3月)	276ha	1
公園施設の改築・更新施設の割合	47%(2026年3月)	100%	2
耐震性貯水槽の整備数	165基(2026年3月)	170基	3
防火対象物の年間立入検査実施棟数	1117棟 (2026年3月)	1,300棟	4
市民への火災予防啓発実施回数/年	6回(2026年3月)	6回	5

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	土地区画整理組合等への支援	都市計画課	①
2	公園施設長寿命化計画に基づく改築・更新	公園緑地課	①
3	耐震性貯水槽の整備	消防本部総務課	⑤
4	市民・事業者への火災予防対策の推進	消防本部予防課	⑤
5	市民・事業者への火災予防啓発	消防本部予防課	⑦

注：表の「推進方針番号」は、前記①～⑦の施策方針項目のうち、代表的なものを掲載（以下、同様）



耐震性貯水槽

1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
①住宅・建築物の耐震化等の推進	○住宅・建築物の耐震化を進めるとともに、学校施設、社会福祉施設等の老朽化対策を進める。地域住民や民間事業者を含め各主体が連携して耐震化を進める。【行政・地域・民間】	
②南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討	○南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、地方公共団体、関係機関等が協力して検討していく。【行政】	
③避難場所・避難路の確保・整備等	<p>○ゼロメートル地帯などの著しい浸水・津波災害が生じるおそれがある地域については、屋上手すりの設置などにより、既存の高い建物を津波一時待避所<sup>※1</sup>として指定するとともに、津波避難タワーの整備を進める。【行政】</p> <p>○避難に際しては、夜間の発災や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討する。また、自力の徒歩での避難が難しい避難行動要支援者<sup>※2</sup>などが避難する場合の方法について、自主防災会等を中心に検討を進める。複合災害時は先発災害により避難路が使えなくなる状況も想定されるため、複数の避難路を検討する。【行政・地域】</p> <p>○船上など様々な状況下の人を想定した避難方法を検討する。 【行政・地域・民間】</p> <p>○孤立・漂流した者の命を可能な限り救う方策を検討する。 【行政・地域・民間】</p>	
④海岸レジャー施設等の安全確保	○海水浴場その他海岸・河川沿いに立地するレジャー施設等については、周辺の地理に不案内な一時滞在者が集中することから、有効な情報伝達手段を検討し、迅速・的確な避難・誘導體制を構築する。【行政・地域・民間】	
⑤津波防災地域づくり	<p>○地域の実情に合った避難方法の構築や津波避難タワーなど、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化する“津波防災地域づくり”を進める。また、近年増加する外国人市民に対応するため、多言語やさしい日本語での情報発信を行う。【行政】</p> <p>○「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定された津波災害警戒区域において、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設などの避難促進施設における避難確保計画の作成など、警戒避難体制の整備を推進する。【行政・地域・民間】</p>	

※1 津波一時待避所 体が不自由等の理由により遠距離での避難が困難な方などが、緊急的かつ一時的に避難する施設のこと

※2 避難行動要支援者 災害対策基本法に規定する災害発生時の避難等に特に支援を要する者

⑥河川・海岸堤防の耐震化等の推進	○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する。 【行政】 ○津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進するとともに、適切な維持管理を行う。海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生及び環境への配慮を行う。【行政】
⑦河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化の推進	○河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう、耐震補強等を関係機関と連携して推進に努める。【行政】 ○排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため、耐震対策を関係機関と連携して推進に努める。【行政】
⑧河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進	○津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を関係機関と連携して推進に努める。【行政】
⑨情報伝達手段の多重化・多様化の推進等	○情報伝達手段の多重化・多様化を推進するとともに、定期的に訓練等を実施する。【行政・地域・民間】
⑩継続的な防災訓練や防災教育等の推進等	○学校や自主防災会などによる継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。【行政・地域・民間】
⑪港湾・漁港の災害対応力の強化	○港湾・漁港施設の応急復旧から港湾・漁港機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾 BCP <sup>*1</sup> ・漁港 BCP の策定に努める。【行政・民間】 ○関係機関による被災状況や災害対応体制等の情報共有を行う。【行政・民間】

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
津波避難タワーの整備数	6基(2026年3月)	10基	1
漁港海岸堤防の耐震対策済み延長(寺津・栄生)	971m(2026年3月)	1,600m	2
防災行政無線(同報系)の保守点検/年	2回(2026年3月)	1回	3
私立保育園等の建替事業進捗率	90%(2026年3月)	100%	4

(主な個別具体的施策名)

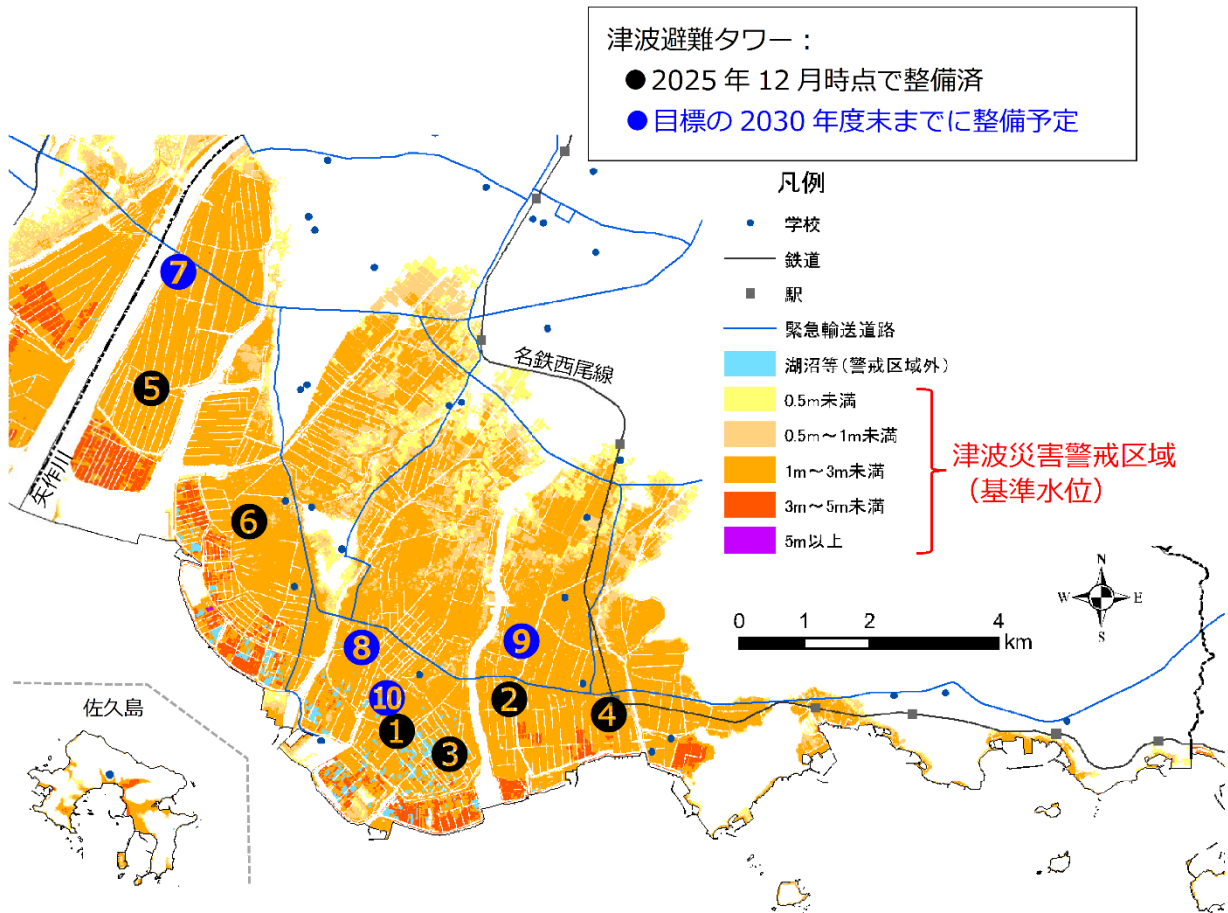
番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	津波避難タワーの整備	危機管理課	③
2	堤防の耐震化	河川港湾課	⑥
3	防災行政無線(同報系)の管理	危機管理課	⑨
4	保育園等の老朽化対策	保育課	①

注：表の「推進方針番号」は、前記①～⑪の施策方針項目のうち、代表的なものを掲載（以下、同様）

<sup>\*1</sup> BCP(業務継続計画)(Business Continuity Plan) 災害や事故などが発生した場合に、企業や行政組織が基幹事業を継続したり、早期に事業を再開するために策定する行動計画

## ○具体的な取組・事業に関する位置図（津波避難タワーの整備状況）

出典：津波災害警戒区域（愛知県津波浸水想定（令和元年(2019年)7月)）をもとに作図



### 津波避難タワー

① 生田地区



② 大島地区



③ 千間地区



④ 吉田地区



⑤ 奥田地区



⑥ 治明地区



整備予定地区： ⑦ 小栗地区 ⑧ 藤江地区 ⑨ 萩西地区 ⑩ 生田西地区

1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
①ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進	<p>○河川堤防の耐震化・長寿命化を始めとするハード対策を推進するとともに、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップの周知に努め、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策の推進を図る。【行政】</p> <p>○市街化の進展や近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、水路改良、調整池等の整備や雨水対策マスタープランの策定・推進などにより、総合的な治水対策※1を推進する。 【行政・地域・民間】</p> <p>○ハザードマップ等については、近年増加する外国人市民に対応するため、多言語ややさしい日本語での発信を行う。【行政】</p>
②浸水想定区域の指定・見直し	<p>○最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図等を関係機関と連携して作成・公表することや、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。【行政】</p>
③継続的な防災訓練や防災教育等の推進等	<p>○身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう学校や自主防災会等を通じ、継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。また、あわせて地区防災計画の策定を促進する。 【行政・地域・民間】</p> <p>○大地震後の大雨等の複合災害時は、比較的少ない降雨で災害が発生する恐れがあり洪水警報・注意報も早めに発表されることを周知する等、住民の早期の避難行動を促す意識啓発を行う。 【行政】</p>
④ゼロメートル地帯対策	<p>○ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、河川・海岸の堤防、水門等・排水機場等の整備や耐震化、老朽化対策等を推進するとともに、広域避難について検討を進める。【行政】</p> <p>○高潮に対して堤防背後の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、排水機場等の整備などの高潮対策を進める。【行政】</p>

※1 治水対策 風水害から身を守るための事業・対策

⑤河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進	○河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を関係機関と連携して推進する。【行政】
⑥排水機場等の防災対策の推進	○排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進するとともに、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つため、計画的な整備・維持管理を行う。【行政】 ○排水機場等の整備などの高潮対策を進める。【行政】
⑦河川の改修	○国や県と連携して河川の改修を進める。【行政】
⑧ため池の防災対策の推進	○防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ため池の状況を速やかに把握するための水位計等の管理施設の整備など総合的な対策を実施する。【行政】
⑨気候変動を踏まえた水災害対策	○近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について国・県の動向を踏まえ、治水計画の見直しなど対応を検討する。【行政】
⑩水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進	○施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む。【行政・地域・民間】
⑪情報通信関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラート <sup>※1</sup> による緊急情報の確実な市民への伝達、SNSなどを活用した情報共有等の情報関係施策を推進する。【行政・地域・民間】 ○Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化などの情報関係施策を推進し、市民への適切な災害情報の提供を図る。【行政】 ○避難準備、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に警戒レベルを付して提供することにより、市民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。【行政】

※1 Jアラート(全国瞬時警報システム) 弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステムのこと

⑫災害対応力の強化	<p>○災害現場での救助・救急活動能力等を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等により、防災関係機関等の災害対応力の強化を図る。【行政】</p> <p>○被災した関係自治体の応援体制を整備するとともに、被災時に応援を迅速・効率的に受け入れるため、応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を進める。【行政】</p> <p>○消防団や自主防災会などの人材育成、適切な組織体制を構築する。【行政・地域・民間】</p>
⑬早期避難の誘導	<p>○浸水から命を守るには何よりも市民が早期の避難行動をとる必要があり、この行動を誘導するためには、市からの適時・的確な避難情報等の伝達が必要であることから、気象情報や河川の水位情報等必要な情報の収集に努める。また、これらの情報収集のため、気象台や河川管理者等との情報伝達体制の構築を進める。【行政】</p> <p>○想定最大規模の洪水浸水想定では、市域の広範囲にわたる浸水が想定されていることから、市域を越えた広域避難の仕組みを検討するなど、安全な避難行動や避難所の確保を図る。【行政】</p>
⑭立地の適正化及び市街地の防災機能の強化	<p>○立地適正化計画に基づき、災害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫として、災害を受けるリスクの高いエリアからの移転の促進、防災上の課題を解決するための取組方針を推進し、災害リスクの低減を図る。【行政・地域・民間】</p> <p>○立地適正化計画や総合計画等のまちづくり計画との連携を深め、平時より強靱化の取組をまちづくりに活かしていく。【行政・地域・民間】</p>

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
防災カレッジ講座年間参加者数	374名(2026年3月)	360名	1
雨水出水浸水想定区域 HP 掲載	0(2026年3月)	100%	2
西尾市雨水対策マスタープラン策定業務進捗率	0(2026年3月)	100%	3

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	防災カレッジの実施	危機管理課	③、⑫
2	雨水出水浸水想定区域の周知	下水道整備課	②
3	西尾市雨水対策マスタープラン	河川港湾課	①

注：表の「推進方針番号」は、前記①～⑭の施策方針項目のうち、代表的なものを掲載（以下、同様）

1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	
①土砂災害対策の推進	<p>○土砂災害に対する人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備について、関係機関に働きかける。【行政】</p> <p>○土砂災害に対して人的被害を防止するため、関係機関と連携して土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。【行政】</p> <p>○ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定などにより、警戒避難体制の整備を推進する。【行政】</p> <p>○ハザードマップ等については、近年増加する外国人市民に対応するため、多言語ややさしい日本語での発信を行う。【行政】</p>	
②山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応	<p>○森林の適正な管理を推進するとともに、山地災害については発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備や森林の整備を組み合わせた対策の実施等の対応強化を進める。その際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」<sup>※1</sup>としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。【行政・地域・民間】</p>	
③警戒避難体制の整備等	<p>○警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進める。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう学校や自主防災会等を通じ、継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。また、併せて地区防災計画の策定を促進する。【行政・地域・民間】</p> <p>○大地震後の大雨等の複合災害時は、比較的少ない降雨で災害が発生する恐れがあり洪水警報・注意報も早めに発表されることを周知する等、住民の早期の避難行動を促す意識啓発を行う。【行政】</p>	
④情報関係施策の推進	<p>○逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急情報の確実な市民への伝達、SNSなどを活用した情報共有などの情報通信関係施策を推進する。【行政・地域・民間】</p>	
⑤災害対応力の強化	<p>○災害現場での救助・救急活動能力等を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等により、防災関係機関等の災害対応力の強化を図る。【行政】</p>	

※1 グリーンインフラ 自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと

⑥ ため池の耐震化等の推進	○ため池について耐震診断、耐震改修を関係機関と連携して推進する。【行政】 ○堤体の安定性が満たされていないため池について、耐震工事を行う。【行政】
---------------	--

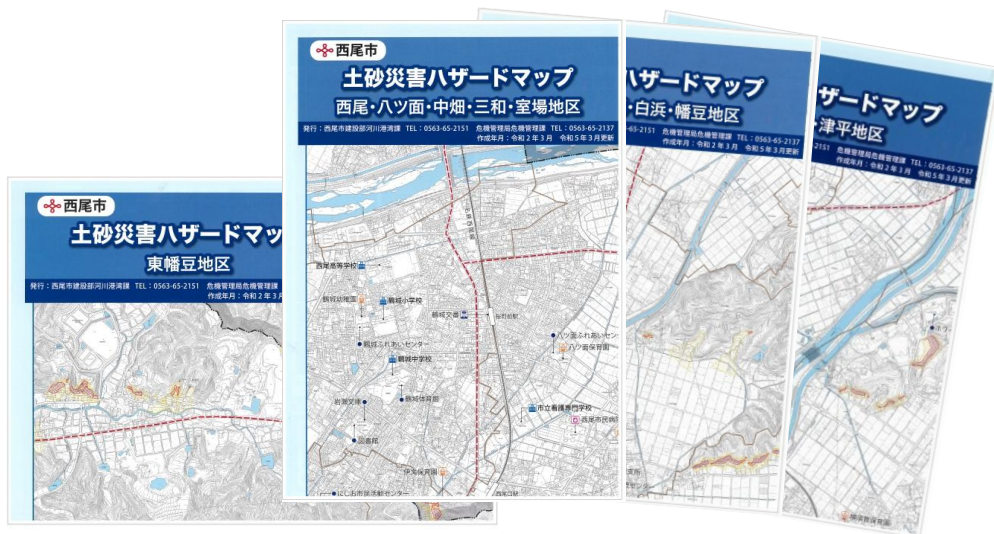
(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
土砂災害ハザードマップの設置及び配布箇所数	5箇所(2026年3月)	5箇所	1

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	土砂災害ハザードマップの啓発	河川港湾課	①

注：表の「推進方針番号」は、前記①～⑥の施策方針項目のうち、代表的なものを掲載（以下、同様）



土砂災害ハザードマップ

1-6	大規模な地震・津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生	
① 複合災害への対応力の強化	<p>○災害対応現場の中心的役割を担う市役所の機能確保は、レジリエンス<sup>※1</sup>の観点から重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても必要な機能を維持する。地震・津波と大雨・洪水・高潮等による複合災害を想定し、被害が長期化・複雑化する状況にも対応できるよう、電気・水・食料等の確保や多様な通信手段の確保、職員の配置体制や行政データのバックアップ体制の強化、さらには最新の知見を踏まえた情報システムへの継続的な改善を図る。【行政】</p> <p>○複合災害も想定し、事前対策にウェイトを置いた実効性のある受援体制を整備する。【行政】</p>	
② 複合災害における要員・資機材の確保	<p>○複合災害の対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、要員・資機材の投入判断の基準整理や外部支援の要請訓練を行う。【行政】</p>	
③ 防災啓発活動の推進	<p>○複合災害時は、通常の警報・注意報の発表基準に達しない段階でも早めに発表されることがあるため、複合災害における情報発信について市民への周知、啓発を図る。【行政】</p> <p>○複合災害時は、先発災害により避難路が使えなくなる状況も想定されるため、複数の避難路を検討するとともに、避難路の使用要領について市民への周知に努める。【行政・地域】</p> <p>○仮設住宅の候補地選定では、地震に続く浸水など複合災害の可能性も想定し、最新の知見等を踏まえた安全な候補地への見直しを図るとともに、仮設住宅の立地上のリスク程度等について住民への周知に努める。【行政】</p>	

※1 レジリエンス(Resilience) 「回復力」「弾力性」「立ち直る力」を意味する言葉で、強靱化地域計画では、大規模災害時に社会や経済への致命的な被害を回避し、迅速に回復する強くてしなやかな地域づくりを目指すもの

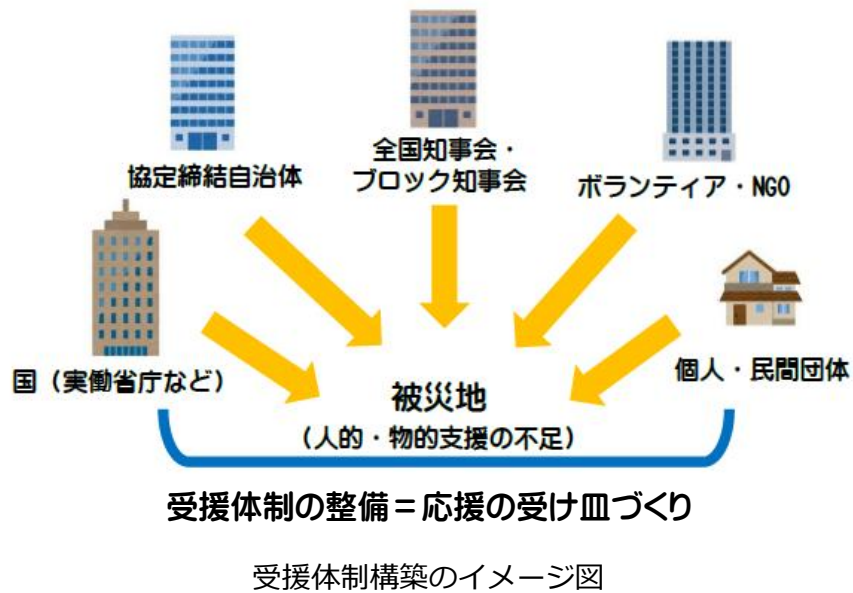
(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030 年度末)	
支援の要請から受入れまでを具体化した実効性のある受援計画の策定	0% (2026 年 3 月)	100%	1
災害対応システムの導入率	0% (2026 年 3 月)	100%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	受援計画の策定	危機管理課	①
2	災害時の情報収集、情報共有、情報発信の迅速化、効率化	危機管理課	①

注：表の「推進方針番号」は、前記①～③の施策方針項目のうち、代表的なものを掲載（以下、同様）



(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ



2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
①災害対応の体制・資機材強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、車両の更新整備、装備資機材等の充実強化を関係機関と連携して推進する。【行政】</li> <li>○消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災会等の充実強化等を推進する。【行政・地域】</li> <li>○緊急消防援助隊などの応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。また、応援部隊の活動拠点となる施設の整備を進める。【行政】</li> <li>○災害対策本部から市民へきめ細かな情報を発信し、市民の不安を取り除くよう努める。【行政・地域】</li> </ul>	
②災害対応業務の実効性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。【行政・地域・民間】</li> </ul>	
③地域の活動拠点施設の耐災害性の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。【行政】</li> <li>○立地適正化計画の防災指針等を踏まえ、地域活性化に貢献し、災害時にも利用可能な施設の整備を推進する。【行政・地域・民間】</li> </ul>	
④消防団員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時において消防団が果たす役割が高くなる地域もあることから、人口減少、人口流出対策を含め、災害時現場対応に十分な団員数の確保に努める。【行政・地域】</li> </ul>	
⑤道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路などを含む幹線道路ネットワークの整備を関係機関と連携して推進する。【行政】</li> <li>○道路等の防災・地震対策、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の防災対策について関係機関と連携して着実に進めるとともに、装備資機材の充実、情報収集・共有・提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう取り組む。【行政】</li> </ul>	

⑥離島における救助・救急活動	○佐久島における救助・救急活動が確実に実施されるよう、船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、移動手手段の確保等、離島の救助・救急活動について検討を進める。【行政】
⑦ゼロメートル地帯対策	○広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定されるゼロメートル地帯において、多数の孤立者が発生するおそれがあることから、救助用ボートやヘリコプター等による孤立者の救助等について検討する。【行政】
⑧いのちと暮らしを支える交通環境の形成	○地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせた対処を検討する。【行政】
⑨避難行動要支援者の救助・救急活動	○避難行動要支援者の救助・救急活動を担う人材を育成するほか、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等に関する体制を整備する。【行政・地域】
⑩住宅・建築物の耐震化等の推進	○住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。地域住民や民間事業者を含め各主体が連携して耐震化を進める。【行政・地域・民間】
⑪円滑な救助・救急活動の環境整備	○広域的な防災活動拠点等の整備を促進し、関係自治体等の連携により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるなど、円滑な救助・救援活動を実施できる環境を整備する。【行政】
⑫ヘリコプターやドローンを活用した情報収集	○発災時に被害情報の把握が遅れることで救急・救助活動等に支障が出るおそれがあるため、ヘリコプターやドローン等を活用した被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図る。【行政】

(主な重要業績指標)

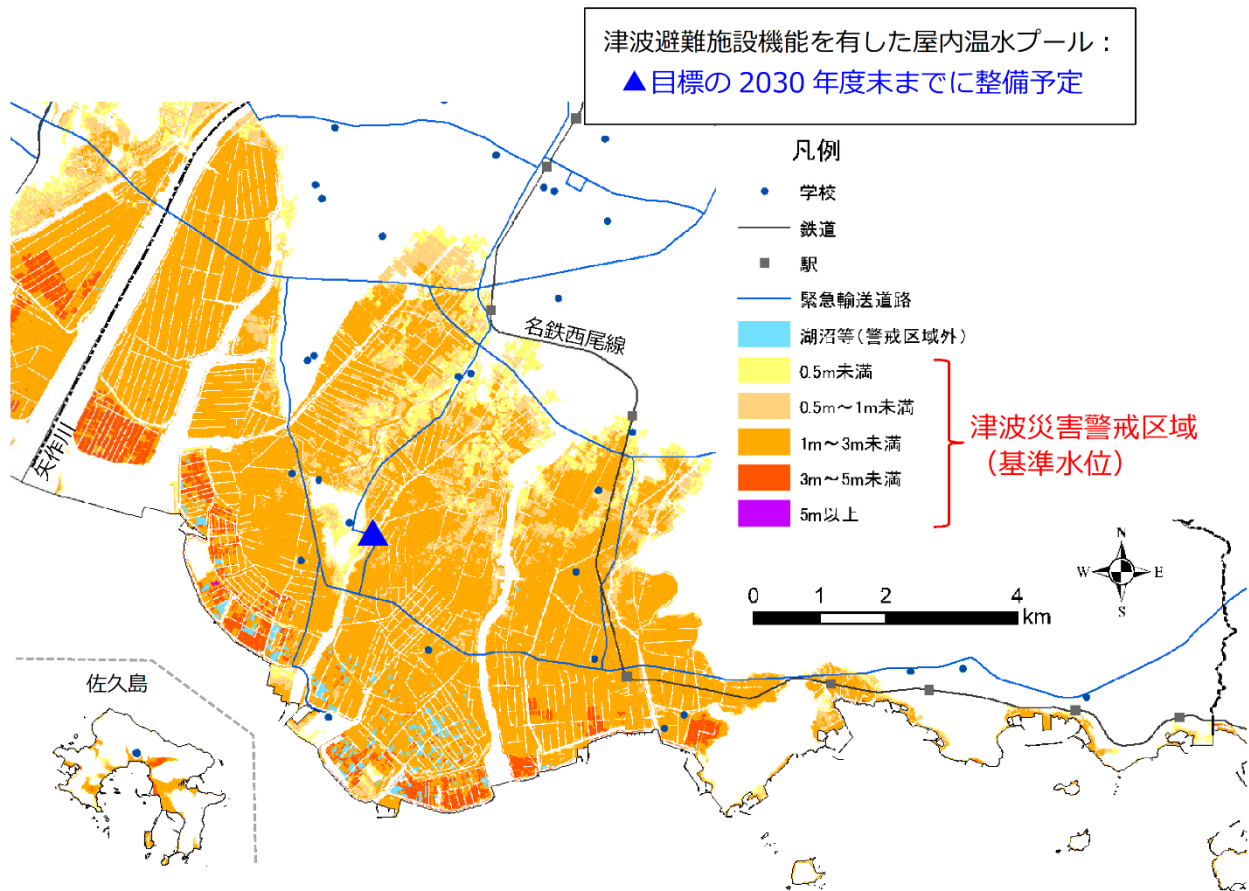
取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
消防車両の更新整備数	32台(2026年3月)	52台	1
津波避難施設機能を有した屋内温水プールの整備	-	1施設	2
17万人市民まるごと防災訓練(西尾市総合防災訓練)の実施回数/年	1回(2026年3月)	1回	3
消防団員の充足率	82%(2026年3月)	100%	4

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	消防車両の更新・整備	消防本部総務課	①
2	屋内温水プール整備事業	スポーツ振興課	③
3	17万人市民まるごと防災訓練(西尾市総合防災訓練)の実施	危機管理課	②
4	消防団員の確保	消防本部総務課	④

## ○具体的な取組・事業に関する位置図（津波避難施設機能を有した屋内温水プールの整備状況）

出典：津波災害警戒区域（愛知県津波浸水想定（令和元年(2019年)7月））をもとに作図



2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	
①災害拠点病院 <sup>※1</sup> （西尾市民病院）防災・減災機能の強化	○災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、定期的な訓練を行う。また、非常用電源を確保する。 【行政・地域・民間】	
②道路ネットワークの整備、道路等の災害対策の推進	○災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。【行政】 ○道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策等）や無電柱化、港湾施設等の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化等を関係機関と連携して推進するとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗により、医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。【行政】	
③救急搬送の遅延の解消	○交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの運用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。 【行政・地域・民間】 ○停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を関係機関と連携して推進する。【行政・民間】 ○通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を市民に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、理解と協力を促す。【行政・地域・民間】	
④医師の確保や連携強化の推進	○災害時の迅速な医療提供が困難な場合、人的被害を拡大させることから、平常時から人口減少・流出対策を含めた医師不足が解消される取組を実施する。【行政・民間】 ○災害時に医師・病院・市等が連携して災害対応できるように定期的な訓練や会議を実施し連携を強化する。【行政・民間】 ○DMAT <sup>※2</sup> のすみやかな受入ができるよう体制整備を行うとともに、被災地における災害関連死を抑制するため、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等の支援チームの受入体制を整備する。【行政】	

※1 災害拠点病院 災害時の医療の確保を目的に県内38カ所（令和7年4月現在）が指定されており、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有することなどが必要とされる

※2 DMAT（災害派遣医療チーム）（Disaster Medical Assistance Team）医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム

⑤福祉避難所の受入体制の整備	○福祉避難所※ <sup>1</sup> の受入体制の整備を図るとともに、要配慮者の福祉避難所への避難を円滑に行うため、市と福祉避難所が連携して防災訓練を行う。【行政・地域・民間】
⑥要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築	○災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等との支援ネットワークを構築する。【行政・地域・民間】
⑦孤立集落における救急救命対策の推進	○孤立集落など災害時の迅速な医療提供が困難な地域における情報連絡体制の確立と関係機関との連携による早期の救助救急体制を構築する。【行政・地域・民間】
⑧住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進	○住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。【行政・地域・民間】

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
トリアージ※ <sup>2</sup> 訓練実施回数	1回(2026年3月)	1回	1
道路改良整備率(斉藤市子6号線)	64%(2026年3月)	100%	2
防災訓練を行った福祉避難所の数	3箇所(2026年3月)	7箇所	3

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	災害時の医療機能の確保・充実	市民病院管理課	①
2	道路改良(斉藤市子6号線)	土木課	②
3	福祉避難所と連携した防災訓練の実施	福祉課・長寿課	⑤

※<sup>1</sup> **福祉避難所** 災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所

※<sup>2</sup> **トリアージ** 医療資源(医療スタッフや医薬品等)が制約される中で、一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度に応じて、治療や搬送の優先順位を決めること

2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生	
①避難所における良好な生活環境の確保等		<p>○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設及び保育園等は指定避難所に指定されていることが多いため、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、災害用トイレや非常用発電機、防災倉庫、空調設備の整備など、避難所としての防災機能を強化する。【行政】</p> <p>○避難所においてインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、施設の衛生環境を良好に保つ。また、感染症の疑いがある場合は、別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないように取り組む。【行政】</p> <p>○避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを構築する。【行政・地域・民間】</p> <p>○「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月）」を踏まえ、災害対応において女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織や消防団等の地域における女性防災リーダーと連携し、防災の現場における女性の参画を拡大する。【行政・地域・民間】</p>
②避難所の運営体制等の整備		<p>○被災者が避難生活を適正に送れるよう、避難所配置職員の研修を行うとともに、自主防災会等との協力・連携体制を構築し、地域住民による避難所の自主運営が行われるよう意識啓発と避難所運営マニュアルの整備・見直しを行う。【行政・地域】</p> <p>○自主防災会等による、女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を支援する。【行政・地域・民間】</p> <p>○一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の受け入れ態勢の充実を図る。【行政・地域・民間】</p> <p>○避難所が不足する場合などに対応するため、ホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制を構築する。【行政・民間】</p>
③継続的な防災訓練や防災教育等の推進等		<p>○学校や自主防災会等を通じ、継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。【行政・地域】</p>

④ 避難所における必要物資の確保等	<p>○避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、備蓄を進めるとともに、ラストマイルも含めて円滑な支援物資供給を実施するための体制の構築を図る。また、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を行うため、避難所と災害対策本部との連携を密にする。【行政】</p> <p>○被害の小さかった住宅の市民が避難しなくて済むよう、各家庭での備蓄を促進する。【地域・民間】</p>
⑤ 避難所外避難者への支援	<p>○車中避難や在宅避難など、多様な避難のあり方を踏まえて「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」への転換に対応し、避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を強化する。食料や生活必需品を始め、健康状態の確認や配慮すべき情報を提供し、被災生活を支援する。【行政・地域】</p>
⑥ 被災者の健康管理	<p>○感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）※<sup>1</sup>、ストレス性の疾患が多発しないようにするため、また、災害のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安などに起因するメンタルの問題から、被災者が健康を害することがないようにするため、中長期的なケア・健康管理を行う体制を、保健所などの行政を始め、医療関係者、NPO、地域住民等で連携して構築する。【行政・地域・民間】</p> <p>○地球温暖化により猛暑が深刻となる中で、夏場の被災者に対しては熱中症警戒アラート等を活用して熱中症予防対策を図り、健康管理に配慮する。【行政・地域】</p>
⑦ 保健医療機能の確保等	<p>○保健医療機能が確保できる体制を関係機関と連携して構築する。【行政・民間】</p> <p>○保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。【行政・民間】</p>
⑧ 被災者の生活支援等	<p>○避難所から仮設住宅、復興住宅と、被災者の生活環境が変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心して日常生活を営めるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活の相談・生活の支援、市民同士の交流の機会等を提供する。【行政・地域】</p> <p>○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施及び復興まちづくりについて、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。【行政・地域・民間】</p> <p>○住家の被害認定調査及び罹災証明書※<sup>2</sup>の交付体制の確立を図る。【行政】</p>

※<sup>1</sup> 静脈血栓閉栓症(エコノミークラス症候群) 食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座って足動かさない状態が続くと、血液が固まりやすくなり、痛みや腫れが生じること

※<sup>2</sup> 罹災証明書 被災者の申請により、家屋等の被害状況を調査した結果を認定し証明する物

⑨住宅・建築物の耐震化	○膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化を進める。 【行政・地域・民間】
⑩避難所の耐震化等の推進	○避難所となる施設等の耐震化を行う。【行政】 ○下水道が使用できない場合に備え、災害用トイレの整備などを推進する。【行政】
⑪被災者用の備蓄品の整備	○避難者の応急的な生活を支援するために必要な最低限の食料等の備蓄を行う。【行政】 ○避難所における備蓄を進めるため、耐震性を有する倉庫の整備を進める。【行政】
⑫避難生活における要配慮者支援	○高齢者や障がい者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。さらに、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。【行政】 ○災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。【行政・民間】
⑬避難行動要支援者への支援	○避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を行う。【行政】
⑭避難所の絶対量の不足に対する相互連携	○収容能力が不足する場合を想定し、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。【行政・民間】
⑮有害物質の漏えい等の防止対策の推進	○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するために、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質の流出した際の周知体制の強化を推進する。【行政・民間】

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意確認率	100%(2026年3月)	100%	1
男女共同参画プランの進捗状況調査/年	1回(2026年3月)	1回	2
防災倉庫整備数	71か所(2026年3月)	72か所	3
設置・運営に関するワークショップ実施/年	1回(2026年3月)	1回	4
小中学校の体育館空調設備整備率	0%(2026年3月)	100%	5

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	避難行動要支援者名簿の作成	長寿課	⑬
2	男女共同参画の推進	地域つながり課	①
3	防災資機材庫設置事業	危機管理課	⑪
4	西尾市災害多言語支援センターの設置・運営	地域つながり課	②
5	学校施設の整備	教育庶務課	①



防災資機材庫 (左：花ノ木保育園、右：福地北部保育園)

2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
① 輸送ルート確保の確保 対策の実施	○物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路などを含む幹線道路ネットワークの整備を促進するとともに、耐震強化岸壁等の輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を関係機関と連携して着実に進める。また、ゼロメートル地帯などの甚大な被害のおそれのある地域や孤立の可能性のある地域へつながる災害に強い道路の整備、離島航路の確保、発着岸壁の耐震強化等を図る。【行政】	
② 迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備	○迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、整備資機材の充実や情報の活用など、関係機関と連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を図る。【行政・民間】 ○交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。【行政・民間】 ○緊急輸送道路などについて、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、関係機関と連携して迅速な応急復旧を行う。【行政】 ○非常災害時に迅速に航路啓開を実施し、一般水域において迅速な船舶の交通を確保し、緊急物資輸送船の早期入港を可能とするため、事前に必要な事項をBCP等において検討・計画する。発災時においては、その計画に基づき作業を進める。 【行政・民間】	
③ 水道施設の老朽化対策等の推進	○水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置等を推進する。また、避難所となる施設では、井戸の設置や保存水の備蓄など水の確保に向けた取組を進める。【行政・民間】	
④ 電力設備等の早期復旧体制整備の推進	○大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開 <sup>※1</sup> 作業等など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。 【行政・民間】 ○電力事業者に対して、現場の情報を迅速に収集・共有する体制の整備、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を働きかける。【行政・民間】	

※1 道路啓開 緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること

⑤ 停電時における電動自転車等の活用	○停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電気自電動車等の活用を推進・促進する。 【行政・地域・民間】
⑥ 応急用食料等の調達	○南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合でも十分な応急用食料等を確保できるよう、民間事業者との連携等による市全体の備蓄の推進を図る。【行政・民間】 ○国・県等からのプッシュ型※ <sup>1</sup> 支援による物資の輸送遅延等に備え、民間事業者との連携等による物資調達体制の整備を図るとともに、スムーズな受入れのため、受援マニュアルを見直す。 【行政・民間】
⑦ 食料・燃料等の備蓄	○食料・燃料等の供給拠点となる民間物流施設等との連携強化を図る。避難所等における自立・分散型エネルギー※ <sup>2</sup> の導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能の強化を総合的に推進する。【行政・民間】 ○物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等において最低3日分できれば1週間分の備蓄を促進する。【行政・地域・民間】
⑧ 燃料等の仮貯蔵	○消防庁の「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン(平成25年10月3日)」について、関係機関・事業所への十分な周知・情報提供を図る。 【行政・民間】
⑨ ゼロメートル地帯対策	○ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定される。これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、短期間では救助しきれない孤立者に対する、大量かつ多地点への救援物資の輸送等について関係機関と連携して検討する。【行政】
⑩ 物資調達・供給体制、受援体制の構築等	○災害時にラストマイル※ <sup>3</sup> も含めて円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する。 【行政・地域・民間】 ○大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うために、輸送オペレーションのデジタル化を進め、訓練・演習を実施する。【行政・民間】 ○被災地の状況に合わせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を関係機関と連携して進める。【行政】

※<sup>1</sup> **プッシュ型支援** 国が被災県等から具体的な要請を待たずして避難者が必要不可欠とする物資を緊急輸送すること

※<sup>2</sup> **自立・分散型エネルギー** エネルギーの地産地消を実現し、災害時でも安定的に電力を利用できる自律的で持続可能な災害に強い地域分散型エネルギーのこと

※<sup>3</sup> **ラストマイル(ラストワンマイル)** 地域内輸送拠点から避難所までの支援物資の供給過程のこと。主に、最終拠点から利用者の建物までの区間や商品をお届ける物流の最後の区間を指すことが多い

⑪住宅・建築物の耐震化の促進	○避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める。【行政・地域・民間】
----------------	---

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030 年度末)	
水道施設から指定避難所等までの管路の耐震適合率	61.3%(2026 年 3 月)	69.6%	1
備蓄食料整備率	100%(2026 年 3 月)	100%	2
家庭で 3 日以上備蓄している割合	44.7%(2026 年 3 月)	100%	3
自主防災会防災訓練実施率	62.5%(2026 年 3 月)	87.5%	4
防災資機材整備事業補助金活用率	40%(2026 年 3 月)	60%	
物資集積拠点運営 マニュアルの確認回数/年	1 回(2026 年 3 月)	1 回	5

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	水道施設から指定避難所等までの管路の耐震化	水道整備課	③
2	備蓄物資の購入・配備	危機管理課	⑦
3	防災啓発事業（出前講座、防災アプリ使用法等）	危機管理課	⑦
4	自主防災会への補助金の交付	危機管理課	⑩
5	物資集積拠点整備の実施	商工振興課	⑥



防災啓発事業（ママとパパのぼうさい講座）

2-5	想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱	
① 帰宅困難者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの紹介や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進める。 【行政・地域・民間】</li> <li>○混乱の発生を避けるため、駅等に Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境の整備・強化を検討する。 【行政・地域・民間】</li> <li>○鉄道事業者との連携を強化し、帰宅困難者の円滑な誘導を図るため、定期的に訓練を実施する。【行政・地域・民間】</li> <li>○大規模災害発生時には駅等に多数の人を集中させないように、むやみに帰宅しないことを原則とし、学校・事業所等の食料や飲料水等の備蓄を促進する。【行政・地域・民間】</li> <li>○コンビニエンスストアなどの事業者との徒歩帰宅支援に関する協定を締結するなど協力を求める。【行政・民間】</li> <li>○帰宅時や観光客への交通状況等情報を提供するため、観光地等において災害時にも有効に機能する Wi-Fi スポットの整備を検討する。【行政・民間】</li> <li>○災害時における情報提供が遅れないよう、AI による画像認識等も含めた道路管理用カメラ等の活用のほか、関係機関と連携した災害時の道路の通行可否情報の収集や提供に関する仕組みの構築と情報収集能力向上に向けた取組を推進する。【行政】</li> </ul>	
② 帰宅困難者等の受入体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○滞在場所となり得る避難所の耐震化や食料備蓄などを促進する。【行政・民間】</li> </ul>	
③ 交通インフラの早期復旧に向けた関係機関の連携調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。【行政・民間】</li> </ul>	
④ 代替輸送手段の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震、土砂災害、洪水、津波、高潮等による道路の被災リスク及び緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるよう努める。 【行政・民間】</li> <li>○鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する。【行政・民間】</li> </ul>	
⑤ 公共交通事業者等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海上輸送機能が停止した場合、佐久島に帰宅する市民、滞在中の観光客等が帰宅困難者になることから、公共交通事業者等との連携に努める。【行政・民間】</li> </ul>	

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030 年度末)	
帰宅困難 BCP 訓練の実施回数/年	1 回 (2026 年 3 月)	1 回	1
備蓄食料整備率	100%(2026 年 3 月)	100%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	帰宅困難者に関すること (BCP)	秘書政策課	①
2	備蓄物資の購入・配備	危機管理課	②

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
① 孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進	<p>○災害時に孤立の可能性のある集落等へつながる道路の整備や防災、地震対策、道路法面の崩壊を防止するための法面保護やアクセスルートの多重化等を関係機関と連携して推進する。特にゼロメートル地帯等甚大な被害のおそれのある地域等では、道路網の充実に努める。また、空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を自衛隊等の関係機関と連携して進める。【行政】</p> <p>○道路の防災対策や無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、津波・洪水・高潮・土砂災害・治山対策等を関係機関と連携して着実に推進する。【行政・民間】</p> <p>○警察・消防等を含む関係機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を関係機関と連携して進める。【行政】</p> <p>○被災状況の把握はドローン・衛星による画像データをAI技術により画像解析すること等により、迅速かつ効率的に実施する。【行政・民間】</p>
② 孤立集落等の救出計画の策定等	<p>○孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を関係機関と連携して推進するとともに、孤立集落に対する救援等の計画の策定を検討する。【行政】</p>
③ 離島における船舶発着岸壁の耐震強化促進等	<p>○佐久島との海上輸送・連絡が可能となるよう、船舶の発着岸壁の耐震強化を関係機関と連携して推進する。【行政・民間】</p>
④ 家庭における食料備蓄の促進等	<p>○広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、家庭における食料備蓄の推進を行う。また、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しや関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進する。【行政・地域】</p>

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
備蓄食料整備率	100%(2026年3月)	100%	1

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	備蓄物資の購入・配備	危機管理課	④

2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生	
①衛生環境の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を関係機関と連携して確保する。また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないように、ワクチンや予防接種資材の在庫状況の把握に努める。【行政・民間】</li> <li>○屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。【行政】</li> <li>○遺体について適切かつ迅速な取り扱いができるよう努めるとともに、円滑な火葬業務を行うため、火葬炉の点検修理等を実施する。【行政】</li> </ul>	
②下水道施設の耐震化・下水道 BCP の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化を進めるとともに、下水道 BCP（業務継続計画）を継続的に改善する。【行政】</li> </ul>	
③避難所となる施設の衛生環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所においてインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、施設の衛生環境を良好に保つとともに、市民に対して健康教育や予防接種を推進する。また、感染症の疑いがある場合は、別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないように取り組む。【行政・地域】</li> <li>○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に確保できるようにしておく。【行政・民間】</li> <li>○感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料、自家発電設備その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。【行政】</li> </ul>	
④医療活動を支える取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療活動を支える取組を関係機関と連携して着実に推進する。【行政・民間】</li> </ul>	
⑤住宅・建築物の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める。【行政・地域・民間】</li> </ul>	
⑥感染拡大防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の生命や生活を守るため、国や県の施策に加え、実効性のある財政的支援を早急に行う。【行政】</li> </ul>	
⑦外出自粛の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の生命を守るため、感染症等の感染拡大防止を図るために、防災行政無線や防災アプリなどを通じて、外出自粛を呼びかける。【行政・民間】</li> </ul>	

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030 年度末)	
下水道 BCP の訓練実施回数/年	1 回 (2026 年 3 月)	1 回	1

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	下水道業務継続計画の定着	下水道整備課	②



下水道 BCP 訓練

### (3) 必要不可欠な行政機能を確保する



3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	
① 公共の安全等の秩序維持体制の整備	○警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る。 【行政・地域・民間】
② 警察施設の耐震化等の促進	○警察施設の建て替えなどによる災害時における警察機能の確保を働きかける。【行政】 ○地域特性や実災害を踏まえた実践的訓練や関係機関との合同訓練、ドローンの運用訓練を通じて災害対処能力の向上を図る。 【行政・地域・民間】
③ 警察施設の機能強化	○南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化を働きかける。 【行政】
④ 緊急輸送道路の確保	○緊急輸送道路を確保するため、効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を関係機関と連携して構築する。【行政】
⑤ 地域コミュニティの強化に向けた行政等の支援	○災害が起きた時の対応力を向上させるため、必要な地域コミュニティの構築を推進する。また、ハザードマップの周知や訓練・防災教育などを通じた地域づくり等において、関係機関が連携を図る。【行政・地域・民間】 ○人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る。【行政・地域・民間】

#### (主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
防災カレッジ講座年間参加者数	374名(2026年3月)	360名	1

#### (主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	防災カレッジの実施	危機管理課	⑤

3-2	市職員・施設等の被災等による機能の大幅な低下
①行政機関等の機能維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災担当職員以外の職員についても、防災に対する知識が習得できるよう職員研修や各種訓練を行う。【行政】</li> <li>○関係機関等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る。 【行政・民間】</li> <li>○災害発生時にも必要な行政機能が維持できる取組を推進するとともに、災害時における職員用の衛生管理品および食料等の管理を定期的に行う。【行政】</li> <li>○疫病・感染症等の職員間での感染爆発を防ぐため、交代勤務制度の導入など、職員の感染予防を徹底する。【行政】</li> <li>○日頃から愛着や誇りの持てるまちづくりややりがいをもって業務に取り組める環境づくりを行う。【行政】</li> </ul>
②市の業務継続計画の策定及び見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ地震被害予測調査結果報告書による被害想定を前提とした「西尾市業務継続計画（BCP）」を策定し、職員への研修や訓練を行うことで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。【行政】</li> <li>○災害対応業務の増加や職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や参集途上での情報収集伝達手段の確保等を行う。また、民間企業、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図る。 【行政・地域・民間】</li> </ul>
③市職員の不足への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める。【行政】</li> <li>○関係自治体への応援体制を整備するとともに、国・県や他自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れるため、受援マニュアルを見直す。【行政】</li> <li>○防災訓練や研修等を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある市職員OB・OGの活用も検討する。その際、通信設備の整備・強靱化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する。【行政・地域・民間】</li> </ul>
④防災拠点等の耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部や避難所など、防災拠点として位置付けられている公共施設等の耐震化を推進する。【行政・民間】</li> <li>○道の駅などの防災拠点における駐車場や避難路等の整備を進める。【行政・地域・民間】</li> </ul>
⑤業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市役所本庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、消防署の耐震化等を推進する。【行政】</li> </ul>

⑥ 防災拠点等の電力確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電力供給遮断などの非常時においても、その機能を喪失することのないよう、市役所本庁舎などの防災拠点等の非常用電源の充実に努める。【行政・民間】</li> <li>○災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。【行政・民間】</li> <li>○避難所となる施設の受変電設備の更新など老朽化対策を進める。【行政】</li> </ul>
⑦ 道路の防災対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員や施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、無電柱化、港湾施設等の耐震・耐津波性能の強化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害、治山対策等の地域の防災対策を関係機関と連携して着実に進める。【行政】</li> </ul>
⑧ 復旧復興施策や被災者支援の取組等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国、県及び市で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。【行政】</li> </ul>
⑨ 市民等の自発的な防災行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区防災計画の策定を促進する。【行政・地域】</li> <li>○消防団や自主防災会等の充実・強化を図る。【行政・地域】</li> </ul>
⑩ 公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策などを推進する。【行政】</li> <li>○高齢者施設等における耐震化等の防災改修を進める。【行政・民間】</li> </ul>
⑪ タイムラインの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○最大規模の洪水・高潮等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう関係機関と連携してタイムラインの策定を検討する。【行政・地域・民間】</li> <li>○大型台風等の接近時などの実際のオペレーション<sup>※1</sup>について、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する。【行政・地域・民間】</li> </ul>
⑫ 災害応急対策の実施体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。【行政】</li> </ul>
⑬ 応急活動等の継続のための事前対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、各種取組を進める。【行政】</li> </ul>
⑭ 大規模災害時における広域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西三河防災減災連携研究会<sup>※2</sup>のような自治体間の協調・連携に係る取組を推進する。【行政】</li> </ul>

※1 オペレーション 作戦のこと

※2 西三河防災減災連携研究会 名古屋大学福和名誉教授を座長として、西三河 10 市町のほか、愛知県、トヨタ自動車、中部電力、東邦ガス等で組織されている研究会

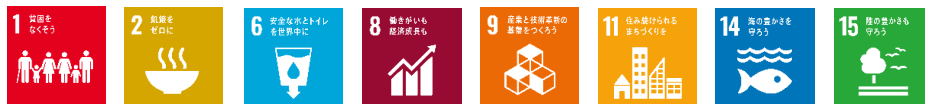
(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
西尾市業務継続計画 (BCP) の見直し回数/年	1回 (2026年3月)	1回	1
受援計画に基づく庁内検討会の 実施回数/年	0回 (2026年3月)	1回	2
地区防災計画の作成数	13団体 (2026年3月)	20団体	3
災害時用備蓄品の確認の 実施回数/年	1回 (2026年3月)	1回	4

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	西尾市業務継続計画 (BCP) の見直し	危機管理課	②
2	受援計画に基づく庁内検討会の実施	危機管理課	③
3	地区防災計画の作成支援	危機管理課	⑨
4	職員用災害時備蓄品の管理	人事課	③

#### (4) 経済活動を機能不全に陥らせない



4-1 経営資源の被災等により事業継続が不可能となる事態	
① 企業版及び農業版 BCP 策定等の促進	<p>○個別企業の業務継続計画 (BCP) については、商工会議所を始めとする企業団体や金融機関等と連携しセミナーや講座の開催を通じて、BCP の認知度・策定率の向上を図る。特に、中小企業の BCP 策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した「BCP 策定運用指針」や県の「あいち BCP モデル」等を活用し、レベルに応じた BCP の策定を推進する。【民間】</p> <p>○農業において「チェックリスト」の活用により自然災害等のリスクに備えるとともに、被災後の早期復旧・事業再開のため農業版 BCP の策定を促進する。【民間】</p>
② 耐災害性を高める施策等の推進	<p>○効果的な海上交通管制の構築、航路啓開計画の策定、道路の防災対策や無電柱化、港湾施設等の耐震・耐波性能の強化に加えて、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。【行政・民間】</p> <p>○災害リスクに応じた立地の適正化について検討を進める。【行政】</p>
③ 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進	<p>○物流機能や燃料供給ルートの確実な確保を図るため、幹線道路ネットワークの整備や無電柱化など道路の防災、地震対策を進めるとともに、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。【行政】</p> <p>○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。【行政・民間】</p>
④ 水の安定供給	<p>○国や県と連携して水利調整や水資源の確保に努めるとともに、水道施設の早期復旧を図り、すみやかな供給が可能となる給水体制を目指す。【行政・民間】</p>
⑤ 広域連携の推進	<p>○道路ネットワークや水資源の確保にあたり、西三河防災減災連携研究会での広域連携による取組みを推進し、その成果を最大限活用する。【行政】</p>
⑥ 燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備	<p>○緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。【行政・民間】</p>
⑦ 有害物質等の流出防止対策	<p>○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の対策の構築の指導を行う。【行政・民間】</p> <p>○光化学スモッグ<sup>※1</sup>等の有害物質が飛散する兆候がある場合、防災行政無線等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を検討する。【行政・地域・民間】</p>

※1 光化学スモッグ 自動車からの排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物や VOC (揮発性有機化合物) が、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし『光化学オキシダント』と呼ばれる物質が発生した主に白くモヤがかかった状態のこと

⑧石綿飛散防止対策	○地震により生じる石綿の露出による飛散を未然に防止するため、建物所有者に対し石綿の事前除去を促す施策を検討する。 【行政・地域・民間】 ○石綿飛散による健康被害を未然に防止するため、分析調査や除去費の補助を推進する。【行政】
⑨ P C B 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減	○保管中のP C B廃棄物 <sup>※1</sup> の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、災害時に避難所等で活用する市有施設で使用・保管されているP C Bの早期処分を進める。【行政】
⑩高圧ガス施設への指導等	○高圧ガス <sup>※2</sup> の漏えい等を防止するために高圧ガス施設を把握し、適切な指導を行う。【行政・民間】
⑪毒劇物の流出防止対策の推進	○毒劇物 <sup>※3</sup> 販売業及び業務上取扱者の立入監視等により漏えい防止措置等の指導を行い、地震防災応急体制の確立を促進する。【行政・民間】
⑫交通施設の防災対策の推進	○災害時の代替性を確保し、本市における基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、震災対策及び社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。【行政・民間】
⑬幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進	○地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策を検討する。【行政・民間】
⑭輸送モードの連携・代替性の確保	○災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。また、公共交通機関との連携・協力体制を構築する。【行政・民間】

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
西三河防災減災連携研究会 ワークショップ実施回数/年	2回(2026年3月)	2回	1
危険物施設の立入検査実施率	100%(2026年3月)	100%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	西三河防災減災連携研究会	危機管理課	⑤
2	危険物施設の立入検査の実施	消防本部予防課	⑦

※1 PCB 廃棄物(ポリ塩化ビフェニル)(Poly Chlorinated Biphenyl) ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化ビフェニルを含む油またはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された物が廃棄物となったものこと(環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く)

※2 高圧ガス 高圧ガス保安法(第二条)によって定められている一定の圧力以上のガスのこと

※3 毒劇物 「毒物」は、毒物及び劇物取締法第二条(定義)別表第一に掲げる医薬品及び医薬部外品以外のもの  
「劇物」は、毒物及び劇物取締法第二条(定義)別表第二に掲げる医薬品及び医薬部外品以外のものこと

4-2 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響	
① 郵便局舎における 防災対策の推進	<p>○日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎について耐震化を促進するよう努める。また、BCP については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行うとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。</p> <p>【行政・民間】</p>
② 金融機関における 防災対策の推進	<p>○全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促進するように努める。</p> <p>【行政・民間】</p> <p>○金融機関の BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。【民間】</p> <p>○災害時に備え、紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等、顧客データの安全対策を講じる。【民間】</p>

4-3 食料等の安定供給の停滞	
① 食品産業事業者等の災害対策の強化	<p>○大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発等を促進する。また、自立・分散型エネルギー施設の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性向上させていく。【行政・民間】</p> <p>○直売所や体験交流施設等の整備を進めることにより、地域活性化を含めた防災対策を促進する。【行政・民間】</p> <p>○災害時にも食品流通に係る事業を維持又は早期に再開させることを目的として、BCP 策定促進のほか、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等との連携・協力体制を強化する。【行政・民間】</p>
② 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化	<p>○農林水産業に係る生産基盤等については、漁港施設の耐震化、耐津波性の向上等に加え、用排水路やため池などの農業水利施設の耐震化、保全対策、農道整備、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。また、農水産物の流通拠点、直売所、生産基盤施設等の耐震化・長寿命化等を推進する。【行政・民間】</p> <p>○担い手の育成の確保や農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。【行政・地域・民間】</p> <p>○農業水利施設の GIS データ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の活用等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。【行政】</p>
③ サプライチェーン輸送モードの強化	<p>○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。【行政・民間】</p>

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030 年度末)	
支援の対象となる中心的経営体数（認定農業者、新規就農者、基本構想水準到達者等）	420 人 (2024 年 3 月)	380 人	1
農業交流人口（愛知県観光レクリエーション利用者統計）	1,316,717 人 (2025 年 12 月)	1,000,000 人	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	農業経営体への支援	農水振興課	②
2	農業観光資源施設の整備	農水振興課	②

4 - 4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
①上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進	○上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化の実施、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。また、老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進めるとともに、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。【行政・民間】
②水の安定供給	○国や県と連携して水利調整や水資源の確保に努めるとともに、老朽管や浄水施設の更新を図り、安定供給が可能となる給水体制を目指す。【行政・民間】 ○災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。【行政・民間】

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
老朽管の経年化率	30.07%(2026年3月)	38.46%	1
避難所の貯水タンクの整備数	0箇所(2026年3月)	26箇所	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	漏水事故による断水防止等の為の老朽管の更新による耐震化	水道整備課	①、②
2	避難所における貯水タンクの整備	危機管理課	②

4-5 農地・森林等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下	
①農地や農業水利施設等の保安全管理と体制整備	<p>○ため池などの農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。 【行政・民間】</p> <p>○日本型直接支払制度※<sup>1</sup>等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保安全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。 【行政・地域・民間】</p>
②適切な森林の整備・保全	<p>○森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や林道整備、病虫害対策、治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る。【行政・地域・民間】</p>
③農地等の荒廃防止	<p>○農山漁村集落の衰退・消滅（地域コミュニティ機能の低下）を防ぐため、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。また、地域の実情に応じて獣害対策や遊休農地の適切な管理を図る。【行政・地域・民間】</p>
④海岸の漂流・漂着物等の撤去	<p>○災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、生態系を含む海岸の環境の悪化、海岸保全機能の低下、漁業や海上交通ネットワークへの影響等が生じることから、速やかな回収・処理等を実施する。【行政・民間】</p>

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
支援の対象となる中心的経営体数 (認定農業者、新規就農者、 基本構想水準到達者等)	420人 (2024年3月)	380人	1
整備された森林面積	0.23ha(2026年3月)	45ha	2
林道改良工事数	1箇所(2026年3月)	累積3箇所	3

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	農業経営体への支援	農水振興課	①
2	森林整備の実施	農水振興課	②
3	小規模林道事業	農水振興課	②

※<sup>1</sup> **日本型直接支払制度** 農業の持つ多面的機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度。多面的機能支払(地域の共同活動を支援)、中山間地域等直接支払(条件不利地の農用地)、環境保全型農業直接支払がある

(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる



5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
① 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等	<p>○災害情報システムや通信手段が、一部の地域又は市全域に渡って途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い、耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する。 【行政・民間】</p> <p>○停電した場合等でも防災情報等を市民へ確実に伝達できるよう情報通信機能の多様化など、通信手段の耐災害性を強化する。 【行政・民間】</p>
② 情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進	<p>○電力等の長期供給停止を発生させないように、無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を検討する。【行政・民間】</p>
③ 情報通信インフラの整備	<p>○観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID 「00000JAPAN」<sup>※1</sup> の普及・啓発を図る。 【行政・民間】</p>
④ 道路被害情報共有の強化	<p>○大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報や道路等の被害状況も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためのシステムについて、研究を進める。【行政・民間】</p>
⑤ 情報伝達手段の多様化の推進	<p>○全ての市民に Jアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。また、全国瞬時警報システム (Jアラート) の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進や関係者間の合同訓練、市民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。</p> <p>○市公式 LINE において、災害に関する情報を配信するとともに、災害時に必要な情報がいつでも確認できるよう、防災メニューの充実を図る。【行政・地域・民間】</p>

※1 00000JAPAN(ファイブゼロジャパン) 災害時に無料で開放される公衆無線 LAN サービスのこと

⑥ 情報収集手段の多様化の推進等	○ドローンの活用など、情報収集手段の多様化・確実化を推進する。また、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化について検討する。【行政・民間】
⑦ 災害対応力の強化等	○大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める。【行政・民間】 ○国の災害情報ハブ <sup>※1</sup> の取組等を参考に、情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させる。【行政・民間】 ○情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。【行政・民間】
⑧ 交通渋滞による避難の遅れの回避	○交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進や、自動車避難のルールの検討、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を行う。また、通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。【行政・民間】
⑨ 避難指示等の発令	○避難指示等の発令については、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、市民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、要配慮者に対しても避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。【行政】 ○避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを市民にも平常時から周知する。【行政】 ○避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、愛知県防災支援システムを導入する。【行政】
⑩ 状況情報を基にした主体的避難の促進	○最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、市民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。また、市民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。【行政】
⑪ 避難の円滑化・迅速化	○災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう、避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。【行政・地域・民間】

※1 災害情報ハブ 災害対応に必要な情報を一元化して関係機関に共有する仕組みのこと

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
衛星電話整備数	5台(2026年3月)	5台	1
Jアラートを使用した 情報伝達試験の実施回数/年	4回(2026年3月)	4回	2
災害対応システムの導入率	0%(2026年3月)	100%	3
西尾市防災アプリの ダウンロード件数	32,943件 (2026年3月)	53,000件	4
市公式LINEの登録者数	16.8万人(2026年3月)	17万人	5
一・二等無人航空機操縦士 の人員数	8名(2026年3月)	18名	6

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	衛星電話の整備	危機管理課	⑤
2	Jアラートによる確実な情報伝達	危機管理課	⑤
3	災害時の情報収集、情報共有、 情報発信の一元化、デジタル化	危機管理課	⑦
4	西尾市防災アプリの導入	危機管理課	⑤、⑥
5	西尾市LINE公式アカウントによる情報発信	情報政策課	⑤
6	ドローンの活用	消防総務課	⑤



ドローンの活用

5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
	①電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化	○災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。【行政・民間】
	②電力設備等の早期復旧体制整備の推進	○大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。【行政・民間】
	③石油燃料の確保	○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。【行政・民間】
	④自立・分散型エネルギーの導入の促進等	○再生可能エネルギーや水素エネルギー、コージェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。【行政・地域・民間】
	⑤ 停電時における電動車等の活用	○停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。【行政・地域・民間】
	⑥施設の耐災害性強化	○浸水する可能性がある主要な施設には、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施する。また、施設の自家発電等の導入に努める。【行政・民間】
	⑦スマート保安の推進	○電力・エネルギー関連施設にかかる保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る。【行政・民間】

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
17万人市民まると防災訓練（西尾市総合防災訓練）の実施回数/年	1回(2026年3月)	1回	1
給油所の石油燃料備蓄に関する協定締結数	3件(2026年3月)	3件	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	17万人市民まると防災訓練（西尾市総合防災訓練）の実施	危機管理課	①
2	給油所の石油燃料備蓄に関する協定の締結	危機管理課	③

5-3 上水道等の長期間にわたる機能停止	
①水道施設等の耐震化等の推進	○水道施設は、老朽化更新や漏水発生箇所の布設替えとともに、耐震化を着実に推進する。【行政】
②応急給水・上水道復旧体制等の強化	○広域での応急給水への支援を円滑に受け入れるための体制を構築するとともに、早期復旧を行うための人員・資機材を確保するため、民間管工事業者等との連携を強化する。【行政・民間】 ○停電による長期にわたる給水機能の停止対策として、自家発電設備等必要な資機材を確保するとともに、民間事業者との連携による応急復旧体制を整備する。【行政・地域・民間】 ○応急給水マニュアルの見直しや応急給水用車両の整備等、応急給水体制を強化する。【行政】 ○災害時に生活用水を確保するため、災害時協力井戸を募集する。【行政・地域・民間】
③広域連携の推進	○工業用水等の県水は広域にわたる供給ルートを経由しているため、県企業庁及び西三河防災減災連携研究会など関係自治体等との連携を強化し対策を検討する。【行政・民間】

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
水道施設から指定避難所等までの管路の耐震適合率	61.3%(2026年3月)	69.6%	1
加圧式給水車の整備	100%(2026年3月)	100%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	水道施設から指定避難所等までの管路の耐震化	水道整備課	①
2	加圧式給水車の整備	上下水道営業課	②

5 - 4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
① 下水道施設の耐震化等・下水道 BCP の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道施設の耐震性や老朽化状況等の診断を計画的に実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策を着実に推進する。【行政】</li> <li>○迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP（業務継続計画）の継続的な改善による充実の促進を図る。【行政】</li> </ul>
② 下水道復旧体制等の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○復旧に係る支援を円滑に受け入れるための体制を構築するとともに、早期復旧を行うための人員・資機材を確保するため、民間事業者等との連携を強化する。【行政・民間】</li> <li>○停電による長期にわたる汚水流下機能の停止対策として、自家発電設備等必要な資機材を確保するとともに、民間事業者との連携による応急復旧体制を整備する。【行政・民間】</li> <li>○汚水処理施設等が停止した場合を想定し、避難所等に災害用トイレの整備や簡易トイレの備蓄の強化を実施する。【行政】</li> </ul>
③ 広域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市は矢作川流域下水道による汚水処理を行っていることから、県及び関係自治体との連携を強化し対策を検討する。【行政】</li> </ul>
④ 農業集落排水施設の耐震化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業集落排水施設の耐震性や老朽化状況等の診断を計画的に実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策、公共下水道への接続等を着実に推進する。【行政】</li> </ul>
⑤ 浄化槽の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。 【行政・地域・民間】</li> </ul>
⑥ 汚水処理施設等の防災対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。 【行政・地域・民間】</li> </ul>

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
農業集落排水管路管渠の調査実施延長	0km(2026年3月)	10km	1
下水道管渠の点検調査実施率	-	100%	2
ポンプ場の点検調査実施箇所	-	3箇所	3

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	農業集落排水管路の調査及び改築事業	下水道整備課	④
2	管路施設点検調査及び改築事業	下水道整備課	①
3	ポンプ場点検調査及び改築事業	下水道整備課	①

5-5		鉄道等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
①陸上・海上輸送ルート確保の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進める。【行政・民間】</li> <li>○道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。【行政・民間】</li> <li>○港湾・漁港の護岸や岸壁、防波堤等の耐震改修を促進するとともに、市営渡船の安全性の向上、機能強化を推進する。【行政・民間】</li> </ul>	
②交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模地震発災後、交通情報を収集するとともに、迅速な緊急輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を構築するよう努める。【行政・民間】</li> </ul>	
③災害時における放置車両対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。【行政】</li> </ul>	
④道路啓開など総合啓開の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「中部版くしの歯作戦」※<sup>1</sup>について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。【行政・民間】</li> <li>○がけ崩れによる孤立集落の早期解消を図るため、内陸部への啓開についても検討を進める。【行政】</li> <li>○佐久島への交通アクセスについて、災害時の代替機能の確保・強化を進める。【行政・民間】</li> </ul>	

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
岸壁等の耐震対策済み施設数	0 施設(2026年3月)	2 施設	1

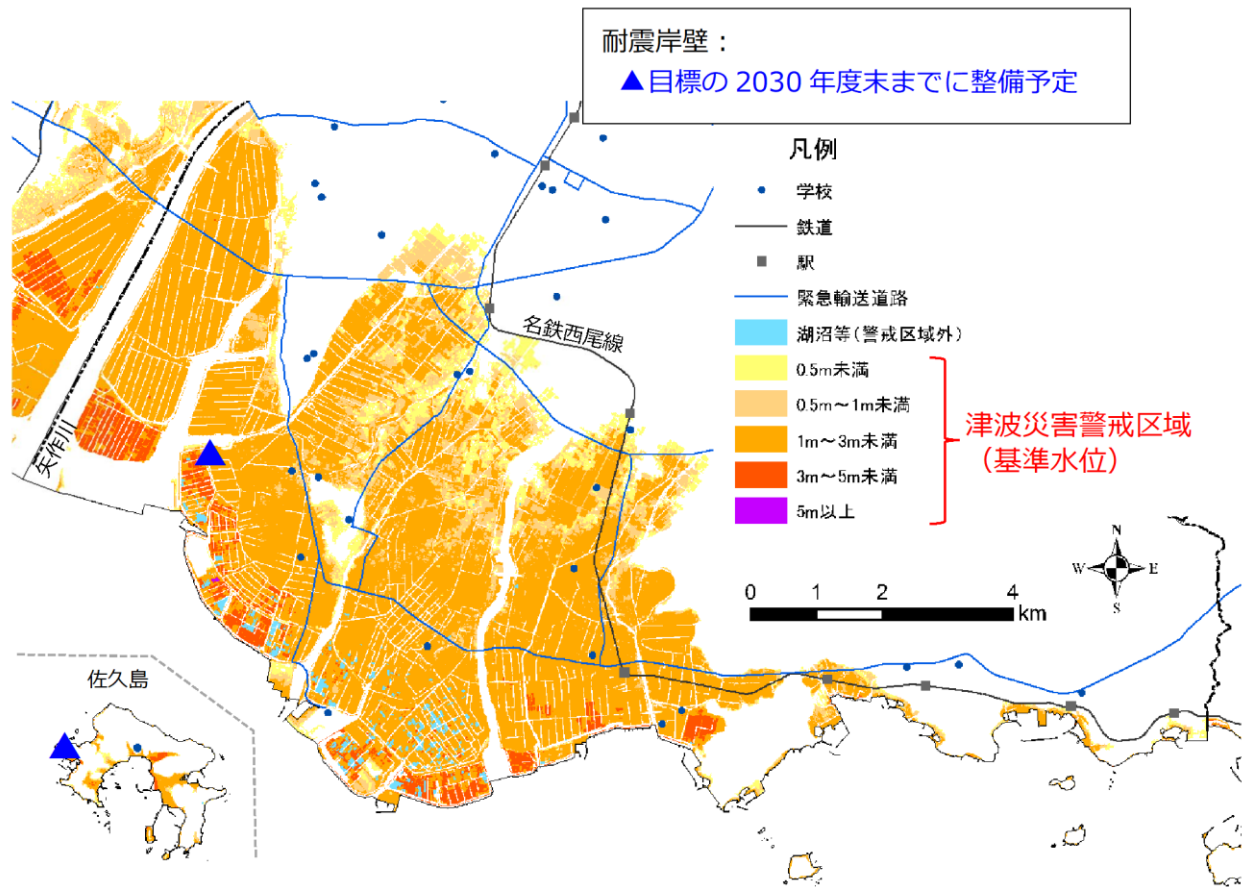
(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	岸壁等の耐震化	河川港湾課	①

※<sup>1</sup> くしの歯作戦 車が通れるだけのルートを切り啓く「道路啓開」作業(作戦)のこと

## ○具体的な取組・事業に関する位置図（耐震岸壁の整備状況）

出典：津波災害警戒区域（愛知県津波浸水想定（令和元年(2019年)7月））をもとに作図



(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する



6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	
①事前復興、復興方針・体制づくりの推進	<p>○被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。</p> <p>【行政】</p> <p>○事前復興まちづくりの取組を促進するとともに、災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備する。【行政】</p> <p>○ふるさと応援寄附金の使途に「西尾市復興に関すること」を追加し、全国からの寄附金を募り、被災後の復興全般に充当する。</p> <p>【行政・地域・民間】</p>	
②復興体制や手順の検討等	<p>○被災後に早期かつ的確に復旧・復興できるよう、復興に関する体制や手順の検討、市民のニーズを踏まえた事前復興まちづくりの取組等を促進する。【行政】</p> <p>○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。</p> <p>【行政】</p>	
③医療機関の耐災害性の向上	<p>○被災地の医療の喪失が、市民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては市民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。【行政・民間】</p>	

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
ふるさと応援寄附金のうち「防災に関する事業の寄附金額」	93,850,000円 (2026年1月)	100,000,000円	1
世論調査回答回収率	49.9%(2024年11月)	50%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	ふるさと応援寄附金の推進	秘書政策課	①
2	市政世論調査の実施	広報広聴課	①

6-2	地域住民を始めとした復興を支える人材の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
①復旧・復興を担う人材等の育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。【行政・民間】</li> <li>○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する取組を推進する。 【行政・地域・民間】</li> <li>○本市の未来を担う小中学校の児童・生徒に防災教育を実施する。また、学校、行政、自主防災会が連携した地域における防災活動を推進する。【行政・地域・民間】</li> <li>○現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する。 【行政・民間】</li> </ul>	
②地方行政機関等の機能低下の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。【行政】</li> </ul>	
③災害ボランティアの円滑な受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会と連携し、被災後の市民の日常生活の復旧に不可欠な災害ボランティアの活動を効率的にコーディネートする西尾市ボランティア支援本部の運営を行う災害ボランティアコーディネーターを養成し、センター開設・運営訓練などを通じ人材の育成を行う。【行政・地域・民間】</li> <li>○近年、専門性を有する NPO 等の連携を図る災害中間支援組織の重要性も高まっていることから、市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。【行政・地域・民間】</li> <li>○ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る。【行政・地域・民間】</li> </ul>	
④円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺体の処置を円滑に行うため、遺体安置所や各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。【行政・地域・民間】</li> </ul>	

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
総合型地域スポーツクラブの 会員数	1,973人(2025年1月)	2,436人	1
西尾市業務継続計画(BCP) の見直し回数/年	1回(2026年3月)	1回	2
ふるさと応援寄附金の 受入件数/年	187,506件 (2026年1月)	200,000件	3
西尾市ボランティア支援本部の 設置・運営訓練実施率	100%(2025年1月)	100%	4
災害時応援協定締結先との連絡 先・担当者確認	1回 (2026年3月)	各企業1回	5

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	総合型地域スポーツクラブの支援	スポーツ振興課	①
2	西尾市業務継続計画(BCP)の見直し	危機管理課	②
3	ふるさと応援寄附金の推進	秘書政策課	②
4	西尾市ボランティア支援本部の設置・運営訓練	地域つながり課	④
5	災害協定の締結及び強化	危機管理課	④



ボランティア支援本部の設置・運営訓練

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
① 災害廃棄物処理体制の構築	○「災害廃棄物処理計画」に基づき、教育・訓練による人材育成や、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を推進し、災害廃棄物処理体制の構築を図る。【行政・民間】
② ごみ焼却施設の災害対応力の強化等	○自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める。【行政・民間】 ○老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。【行政・民間】 ○処理施設がない離島については、本土側への移送が必要となることから、大量輸送手段を確保する。【行政・民間】
③ 災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理	○PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。【行政・民間】
④ 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携	○災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、廃棄物担当部局、ボランティア支援本部を運営する本市、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。【行政・地域・民間】
⑤ 住宅・建築物の耐震化の促進等	○住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する。【行政・地域・民間】

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
災害廃棄物処理計画の時代に即した内容への見直し	-	100%	1
広域ごみ処理施設整備事業進捗率	2.8%(2026年3月)	100%	2
市内全域の住居系建物の耐震化率	90.9%(2025年3月)	98%	3

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	災害廃棄物処理計画	ごみ減量課	①
2	広域ごみ処理施設整備事業	環境業務課	②
3	住居系建物の耐震診断・耐震改修の実施	建築課	⑤

6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態	
①地籍調査 <sup>※1</sup> の推進等	○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、市街地等の地籍調査を推進する。【行政・地域】	
②所有者不明土地への対策	○所有者の全部又は一部が不明な土地について、所有者の探索を合理化する仕組みの普及等を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。【行政・地域】	
③罹災証明書の迅速な発行	○迅速な罹災証明書発行事務を行うため、被災者台帳の整備や被災家屋調査業務に従事する職員の研修などを通じた人材の育成に取り組む。【行政】 ○過去災害では、被災家屋調査業務や罹災証明書の発行事務には多くの人員を要することが把握できており、発災後速やかに他自治体への応援職員の要請ができるよう、事前に受援体制を整備する。【行政】	
④仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化	○応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあつては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。 【行政・民間】 ○仮設住宅の候補地選定では、地震に続く浸水など複合災害の可能性も想定し、最新の知見等を踏まえた安全な候補地への見直しを図るとともに、仮設住宅の立地上のリスク程度等について住民への周知に努める。【行政・地域・民間】	
⑤既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保	○被災者が早期に住居を確保することができるよう、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストック <sup>※2</sup> の活用を図ることができる体制を整備する。【行政】	
⑥自宅居住による生活再建の促進	○自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできるよう、早期の国や県の被災者生活再建支援制度及び本市の被災者生活再建支援金等の活用に係る体制を構築する。【行政・地域】	

※1 地籍調査 主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと

※2 既存ストック 既に市内にある整備済みの都市施設や、市街地内の未利用地、使用されていない工場や倉庫などの空間や施設および文化・歴史の資源、観光資源などのこと

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030 年度末)	
公営住宅の長寿命化の実施割合	39%(2026 年 3 月)	52%	1
地籍調査事業実施完了地区数	85 地区(2026 年 3 月)	90 地区	2
被災者支援システムの導入率	0%(2026 年 3 月)	100%	3

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	公営住宅等ストック総合改善事業	建築課	⑤
2	地籍調査事業	農地整備課	①
3	被災者台帳の作成、各給付金の交付を円滑にするシステムの構築	危機管理課	③

6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
① 浸水等の被害軽減に資する対策の推進	<p>○地震、津波及び風水害等による浸水対策等を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、防災減災の担い手確保等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する対策を推進する。また、ゼロメートル地帯等の長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備、防災訓練を推進する。【行政・地域・民間】</p> <p>○市町村間の応援協定の締結や受援マニュアルの見直しなど、受援体制の整備を促進する。【行政】</p>
② ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進	<p>○河川堤防等の耐震化、長寿命化などを関係機関と連携し、推進する。【行政】</p>
③ 地籍調査の促進	<p>○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、市街地等の地籍調査を推進する。【行政】</p>

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
海岸保全施設長寿命化計画に基づく改修済み施設数	0 施設(2026年3月)	3 施設	1

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	海岸堤防等の老朽化対策	河川港湾課	②

6-6	貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
①文化財の耐震化等の推進	○文化財の耐震化、修理、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進める。【行政・民間】	
②文化財継承のためのコミュニティの活力確保	○コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、地域で維持されてきた建造物などの有形文化財にも影響が大きいため、コミュニティの活力維持につながる地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく。また、民俗文化財等を映像等に記録してアーカイブ化し、災害後の再開に役立てる。 【行政・地域・民間】	

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
市保有の文化財建造物の耐震化の推進	0 施設 (2026年3月)	2 施設	1

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	岩瀬文庫旧書庫・おもちゃ館 保存修理事業	文化財課 図書館	①

6-7	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ等による地域経済への甚大な影響、企業流出と人口減少	
①風評被害を防止する 的確な情報発信 のための体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【行政】</li> <li>○外国人が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。【行政・地域・民間】</li> </ul>	
②企業における BCP の策定の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務継続計画 (BCP) の策定が未策定となっている企業に対して BCP の策定を促す。【民間】</li> </ul>	
③災害に強い民間物 流施設の整備促進 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の業務継続計画 (BCP) の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する。【行政・民間】</li> </ul>	
④広域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西三河地域の企業流出を防ぐために、県企業庁及び西三河防災減災連携研究会等関係機関との連携を強化し対策を検討する。【行政】</li> </ul>	

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2030年度末)	
西三河防災減災連携研究会 ワークショップ実施回数/年	2回(2026年3月)	2回	1

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	西三河防災減災連携研究会	危機管理課	④

## 第6章 横断的分野ごとの強靱化施策の推進方針

施策の策定に係る基本的な指針、長期的な施策について、5つの横断的分野ごとに推進方針を以下に示す。

各分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

### 6-1 リスクコミュニケーション

#### (地域強靱化に関する教育等の推進)

- 自助、共助、公助の理念に基づく国・県・市、民間事業者、市民等全ての関係者が参加した自発的な取組を、双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出することで促進し、リスクに対して強靱な社会を築くことで被害の減少を図る。
- 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるように不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の町内会、自主防災会等を通じた、継続的な防災訓練や防災教育等の推進、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定等の促進など、全ての世代が生涯にわたり地域強靱化に関する教育、訓練、啓発を受けることにより、リスクに強靱な経済社会を築き、被害の減少を図る。
- 「自助」、「共助」の取組を、行政による「公助」と連携してさらに拡大させ、防災力を高めるための普及啓発・連携の取組を展開するとともに、地域強靱化に対する市民の意識を高めるため取組を継続する。

#### (地域の災害対応力の向上)

- 災害時の市民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させるとともに、万一の際、復興事業を円滑に実行できるよう、復興ビジョンの平常時からの検討に努める。
- 防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等により活性化を促す。

#### (民間投資の促進)

- BCPの策定や実効性の向上、住宅・建築物等の耐震化、家具類の転倒防止対策、多様な水源・エネルギー源の活用、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及・啓発、情報提供等を進める。その際、地域強靱化に貢献する商品やサービス等が市民にわかるよう必要な普及啓発を推進する。

### **(非被災地への情報発信)**

- 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、復旧・復興の見込み等に関する情報発信体制を整備する。

### **(要配慮者への対応)**

- 避難行動要支援者を始めとする要配慮者への災害情報伝達、福祉避難所等の確保、災害時医療機能の確保等を図る。

### **(災害対応業務の標準化等)**

- 大規模自然災害発生時には、本市と国・県や関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

### **(共助社会づくり)**

- 地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性<sup>ぜいじゃくせい</sup>の増大に繋がることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する。また、地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成する。

### **(避難の円滑化、迅速化等)**

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図る。
- 高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う。
- 各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた防災リーダーを育成する。
- 避難の円滑化、迅速化等を図るため、タイムラインの策定等を推進するとともに、津波避難タワーの整備を進め、指定避難所等を安全な場所に確保する。
- 想定し得る最大規模の洪水・高潮・内水に対しては、ハード対策では限界があるため、最低限、人的被害防止につながるハザードマップを継続的に改善し、浸水想定区域を公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進する。
- 水害に直面した際に市民が正しい行動に移せるよう、市民目線の情報提供と、自発的な行動を育む地域協働型の取組「みずから守るプログラム」を推進する。

## 6-2 人材育成

### (人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育を推進する。
- 東日本大震災等での事例等を踏まえ、災害ボランティア受入体制を整備する。
- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する。また、災害時医療に携わる職種を横断した人材養成及び体制整備を進める。
- 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。
- 道路啓開・航路啓開など総合啓開、迅速な復旧・復興、平常時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保を図る。
- 民間事業者による自助・公助の取組を強化するため、民間事業者のBCPの策定を促進する。
- 災害に関する専門家の育成や、大規模災害の経験、教訓、研究成果を現場に活かしていく人材の育成等を進める。

### (指導者等の育成)

- 災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を推進する。
- 防災ボランティア活動の後方支援等を始めとして、地域を守る主体的な活動を促進等するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する。特に、復興の観点から、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む。

## 6-3 老朽化対策

### (インフラ老朽化対策等の推進)

- 高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化を踏まえ、限られた財源の中で公共施設の老朽化に対応するため、西尾市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する。

### (維持管理の体制整備)

- 施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用

するというPDCAサイクル<sup>※1</sup>を構築する。

- 故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としつつ維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図る。

## 6-4 産学官民・広域連携

### (大規模災害時の広域連携)

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、避難所の確保、災害廃棄物処理、被災者へ供給する住宅の確保等について、本市を始め関係団体及び民間企業の連携体制や応援体制を構築する。

### (産学官民の連携)

- 道路・航路啓開など総合啓開や緊急復旧工事、指定避難所の運営管理や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するための官民連携を推進する。
- 民間事業者や業界団体との協定の締結、連携を反映した各種計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進する。また、民間事業者の地域に精通した人員及び資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める。
- 当地域の強靱化に係る課題等について、継続的に議論される場を整備するとともに、この地域における防災・減災に関するシンクタンク機能を関係機関に働きかける。
- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及び中間支援組織等の連携体制の構築を図る。
- 平常時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を推進する。また、インフラ・ライフラインに関する事業者が協力して地域の具体的な被害予測などの情報を提供することや、経済団体等と協力して総合相談窓口などの体制を整えること等により、災害に対応するための取組を推進する。

### (広域防災拠点の活用等)

- 大規模地震発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地域特性を考慮した広域的な防災拠点を関係機関と連携して確保しており、その円滑な活用等を図る。

### (西三河防災減災連携研究会の活性化)

- 西三河10市町で地域の強靱化に向けた様々な検討を進めるとともに、万が一の際に、連携して防災減災活動を展開できるよう、市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。

※1 PDCA サイクル Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返していくことにより、業務を改善していく手法

### **(地域の民間企業等との連携)**

- 交通事業者や公益企業者等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きいため、本市における官民の連携協力を日頃から推進する。

## **6-5 デジタル活用**

### **(デジタル技術の活用)**

- 西尾市災害対応システムの構築・活用を通じて被災状況の迅速な把握や応急活動の現場の状況報告、情報集約、共有等を効率的に進めるとともに、その他のデジタルデバイスとの連携により災害情報の多角化・多層化など、正確な状況判断を行うための取組を推進する。
- 施設台帳や図面のデジタル化、民間企業における財務・経理情報のデジタル化など、災害時の早期復旧や事業継続を図るための取組を推進する。
- 被災者への支援を効率的に行うため、避難所運営におけるマイナンバーカードの活用や、支援物資の調達にかかる「新物資システム（B-PLo）」の活用等を検討する。
- 国土強靱化の取組を効率的に進めるため、現場におけるロボット、ドローン、AI等の活用、ICT施工の実施、遠隔監視等のデジタル技術の活用を推進する。

## 第7章 計画推進の方策

西尾市の強靱化を着実に推進するため、P D C Aサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行う。

### 7-1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、西尾市防災会議にて報告を行い、意見・助言を受けるものとする。また、関係課等と推進・検討体制などについて、連携を図る。

### 7-2 計画の進捗管理

毎年度、重要業績指標等を用いて可能な限り定量化することも含めて、各施策の進捗状況の把握等を行うこととし、「西尾市総合計画 実施計画書」など、個別の計画におけるフォローアップと連動することにより、施策の進捗状況の把握等を効果的に進める。

### 7-3 計画の見直し等

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととする。また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、第5章に記載の推進方針や個別具体的施策を中心に適宜、本計画を見直すこととする。さらに、見直しにあたっては、最新の被害想定や南海トラフ地震防災対策推進計画など関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮する。